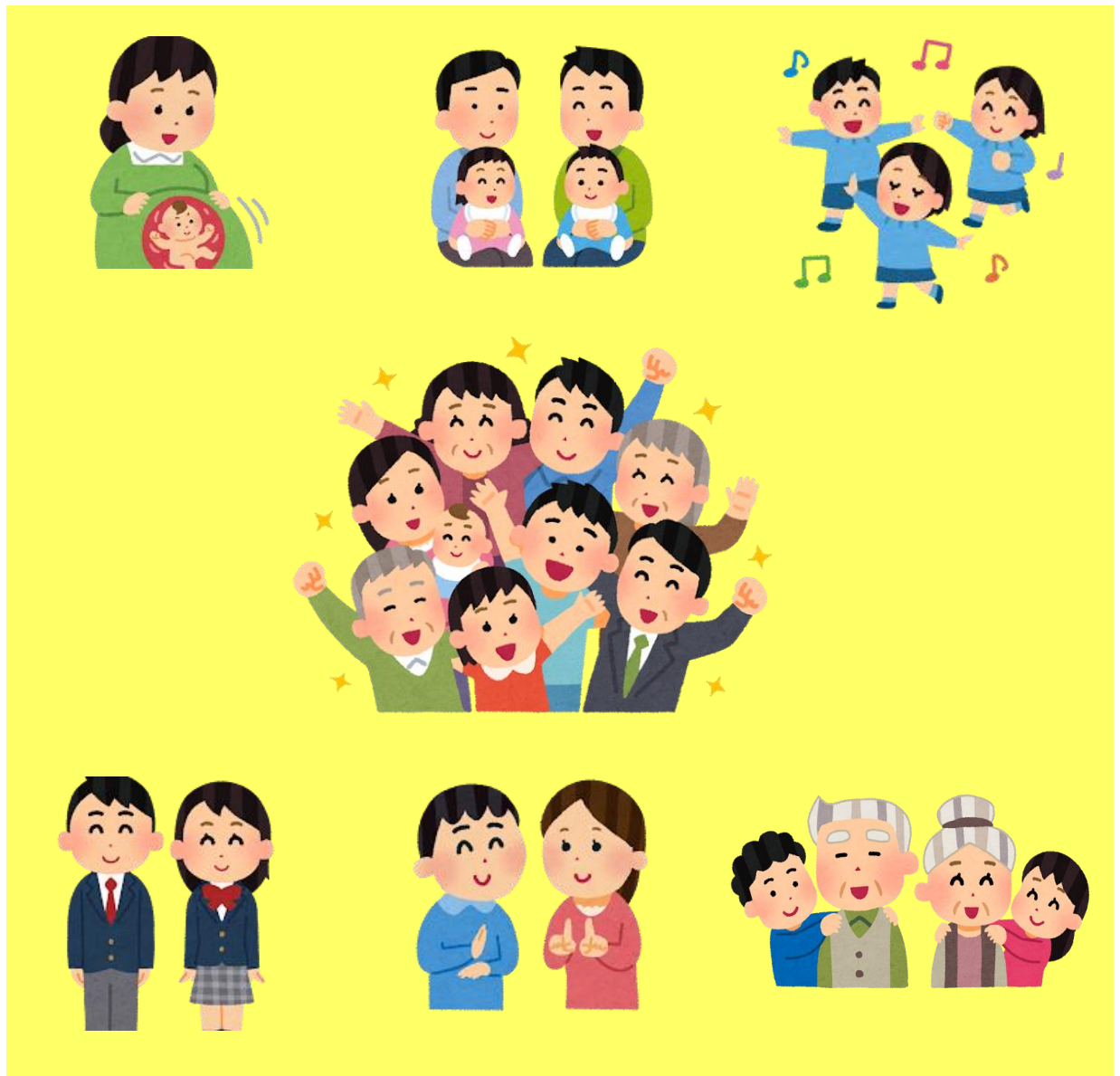


第2期（令和7年度～11年度）

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画

（小諸市成年後見制度利用促進基本計画）



令和7年（2025年）3月

小 諸 市

小諸市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢、人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しており、地域における人と人とのつながりが希薄となり、支え合いの基盤が以前より弱くなっているように感じます。



本市においても、社会的孤立や育児に悩んでいても、近くに相談相手がいないなどの課題が浮き彫りとなっています。また、ライフスタイルの変化により様々なニーズがあり、福祉課題も多様化、複雑化が進んでいるため、従来の制度別の支援だけでは十分な対応ができないという問題も発生しています。

このため地域における「支え合い」や「助け合い」の意識を高め、誰一人として孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「つながり」を大切にした地域の基盤づくりが求められています。

このような状況を踏まえ、「第2期小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、前期計画から引き続き『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』を理念として継承し、小諸市と小諸市社会福祉協議会が一体となって策定いたしました。

本計画では、地域の様々な課題を市民の皆様一人ひとりが「我が事」として受けとめ、地域において互いに支え合いながら「地域共生社会」を実現するための様々な取り組みに対し、市はもちろんのこと、地域住民の皆様をはじめ、社会福祉協議会や関係機関の方々に、自らが「担い手」として期待される役割をお示ししております。

計画の推進に当たっては、市として、皆様と手を携えながら、社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者など関係機関と連携、協力し、横断的な仕組みをつくり、地域福祉を推進してまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりご尽力いただきました小諸市健康福祉審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントやアンケートを通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

小諸市長 小 泉 俊 博

私たちの周りではこのところの物価高騰や気候温暖化の影響と思われる自然災害の多発など生活基盤を揺るがす事態に至っています。また社会構造の変化による少子高齢化や労働減少など社会の成り立ちが大きく変化する時代を迎えています。一方、地域での福祉課題は、人と人とのつながりが希薄となり思い合いながら支え合う姿が以前より弱くなっているように感じています。



こうした地域の福祉課題を解決するために、令和2年度に第1期小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、

『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』を理念として、小諸市と小諸市社会福祉協議会が一体となって取り組んでまいりました。この計画の特徴は、「お互いの顔がみえる地域づくり」「支え合う地域の仕組みづくり」更に「地域の支え合いを担う人づくり」を目指しました。また「住民・隣組」「区・地区」「社会福祉協議会」「市」それぞれが何に取り組んでいくか役割を明示しました。しかしながら開始間もない令和2年から新型コロナウイルス感染症が発生・拡大し、今までとは全く異なる新しい生活様式を求められる劇的な環境変化となっしまい、社会活動を自粛せざるを得ない状況に立ち入っしまい、計画の進行に大きな影響を与えてしまいました。第1期の計画の進捗と現状を踏まえた上でこれから5年間の計画を策定しました。第2期計画のポイントは

- ① 災害時の支援体制も福祉課題と捉え、制度や分野の枠を超えて、横断的な仕組みづくりを市民や多機関、団体と協働して推進していくこと
- ② 健康づくり計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、こども計画、障がい福祉計画など連携する計画での項目を整理し各計画と整合性を持たせていくこと
- ③ キーワードは「つながり」です。健康や防災などの取り組みや社会的な孤立とならないよう、支援機関や地域とつながり、つながり続けることに重点を置きました。

暮らしのうえで生じる課題は、様々な分野が絡み合っって複雑化するとともに、個人や世帯においてもいくつかの課題を同時に抱えてしまう複合化も生じています。これらの課題解決には、複合的に捉えた支援をしていくことが求められています。

住み慣れた地域で暮らし続けていけるように地域住民どうしの思いやりと支え合いを基盤とした「地域共生社会」の実現に向けて住民の皆様との協働を今まで以上に深めながら、地域の共同性の立て直しを進めてまいりましょう。何卒ご理解とご支援をお願い申し上げます。最後に本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、度重なる審議会を通してご尽力いただきました「小諸市健康福祉審議会」の皆様にも心より御礼と感謝を申し上げます。

令和7年3月

小諸市社会福祉協議会 会長 細谷 信治

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2～
3	計画の期間	5
第 2 章	地域福祉推進に向けた課題の整理	6
1	小諸市の状況	6～
2	小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第 1 期）の 進捗評価	13～
3	地域福祉に関する国の動向	19～
第 3 章	計画の理念と目標	22
1	地域福祉推進の地域・圏域の捉え方	22
2	理念	23
3	目標	23
4	計画の体系	24
第 4 章	施策の展開	25
目標 1	安心安全な地域の基盤づくり	25～
目標 2	包括的な相談・支援体制の基盤づくり	38～
目標 3	包括的な地域の基盤づくり	46～
第 5 章	計画の推進体制	55
1	計画策定の体制	55
2	計画の周知	55
3	計画の進捗管理	55～
4	小諸市健康福祉審議会委員名簿	57
5	関係法令	58～
6	用語解説	61～

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢、核家族化が進み、身近な地域における人と人とのつながりが希薄となるなど、社会情勢が大きく変化しています。そのような中、子育て、介護、障がいなどで支援を必要とする世帯が増えています。また、こども・高齢者・障がい者に対する虐待、ひきこもり、社会的孤立、生活困窮などの問題が生じており、地域での福祉課題は複雑かつ深刻化しています。

小諸市（以下「本市」という。）では、本市が策定する「地域福祉計画」と小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」を、令和2年度からの5ヶ年計画として一体的に策定し、市民やさまざまな機関、団体と協力しながら地域福祉の推進を図ってきました。

しかし、この5ヶ年の間には令和2年（2020年）初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により私たちの生活は大きな影響を受け、「人との関わり」や「接触」が制限されました。新しい生活様式を経て、コロナ禍から4年が経過した現在は社会生活に対する規制がほぼ撤廃され、コロナ禍前の生活に戻りつつあります。

また、令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島地震のほか、未曾有の自然災害が全国のさまざまな地域で発生しており、災害時の避難支援や避難体制も福祉課題のひとつとなっています。

これらの課題に対し、市民誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域課題を市民や多様な主体が我が事と受けとめ、役割を持ち互いに支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現に向けての取り組みが必要となっています。

そのため制度や分野の枠を超えて、行政や社協、福祉団体、NPO法人、民間事業者などと市民が連携して課題解決に向け取り組むための、横断的な仕組みづくりが求められています。

以上のことを踏まえ、本市と社協が引き続き一体となって、市民やさまざまな機関、団体と協力しながら地域福祉を推進するため本計画を策定します。

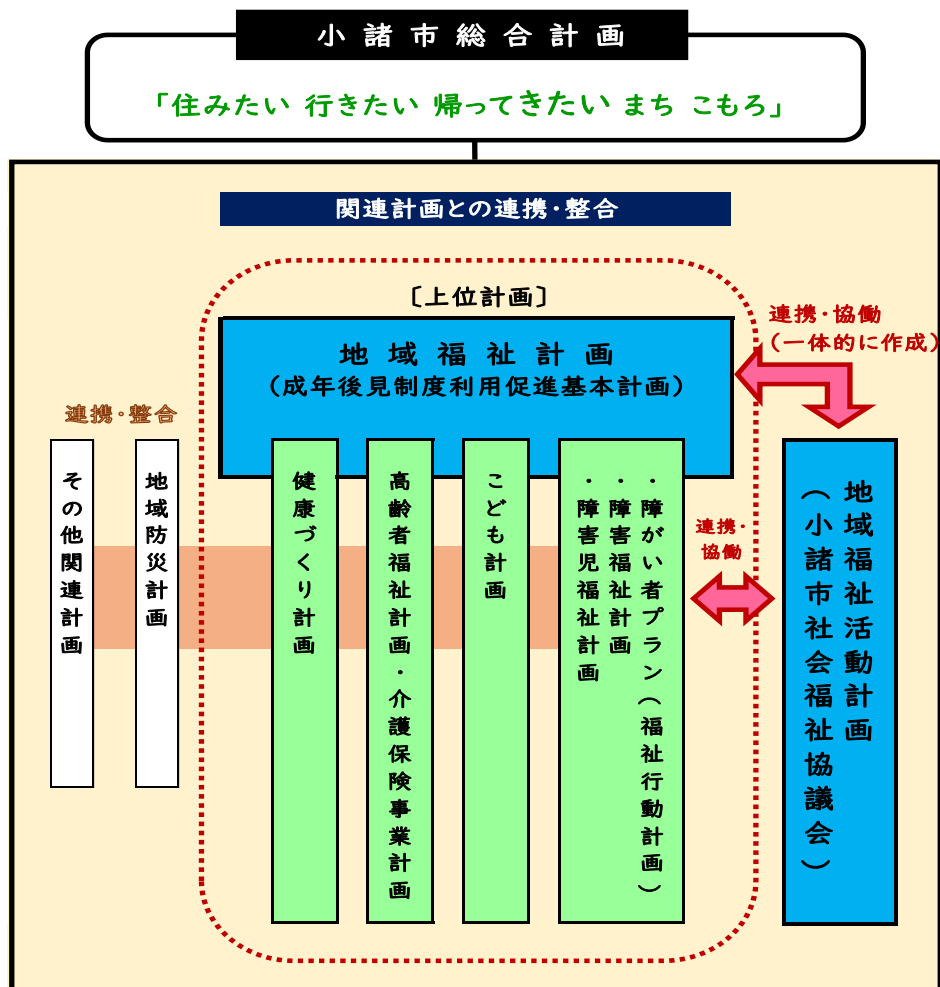
2 計画の位置づけ

小諸市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、上位計画である小諸市総合計画との整合性を図りつつ、地域における高齢者、障がい者、こども・子育て、健康推進などの保健福祉に関連する本市の分野別計画と整合・連携を図りながら、それらにまたがる基本的な事項を横断的に定めるもので、本市の地域福祉の指針となる計画です。

小諸市地域福祉活動計画は、社協が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。

両計画は、車の両輪のように市民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら取り組みを展開するという共通の目的を持つものです。住民、事業所や地域福祉団体等の関係機関、社協、市の役割や協働が明確化され実行に移せるよう一体的に策定します

なお、本計画より、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。



◆健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）との関連性（第12次基本計画より抜粋）

～小諸市が目指す「小諸版ウエルネス・シティ」とは～

近年、多くの自治体が人口減少という課題に直面しています。小諸市も例外ではありません。しかし、小諸市は、この課題を乗り越え、市内外の人々から選ばれるまちを目指しています。そのために掲げているのが、「小諸版ウエルネスシティ」というビジョンです。

～「小諸版ウエルネスシティ」ってどんなまち？～

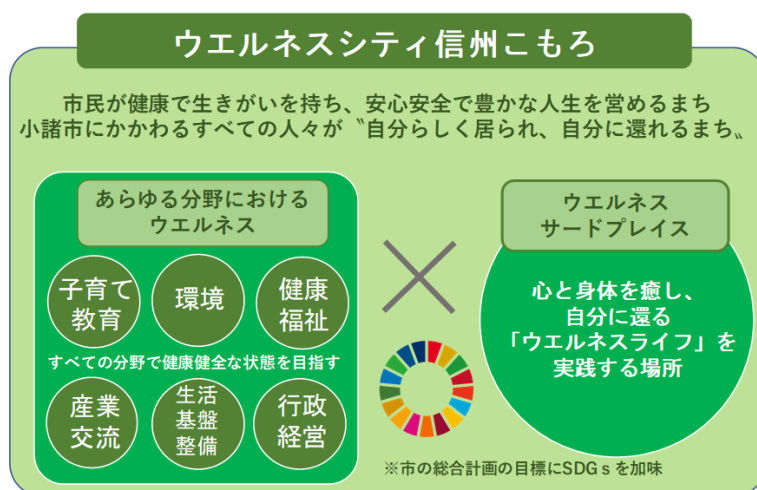
「小諸版ウエルネスシティ」とは、単に健康なまちという意味ではありません。心身ともに健康で、生きがいを持ち、安心して暮らせるまちを目指しています。そのために、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において「健康」「健全」を目指し、施策を推進していきます。

「小諸版ウエルネスシティ」の具体的な取り組み

小諸市は、「小諸版ウエルネスシティ」の実現に向けて、以下の6つの政策分野で様々な施策・事業を展開していきます。

子育て・教育：心豊かで自立した人が育つまち
環境：豊かな自然と環境を未来につなぐまち
健康・福祉：全ての人のいのちが輝くまち
産業・交流：稼ぐ力をもった元気なまち
生活基盤整備：安全・安心で暮らしやすいまち
協働・行政経営：市民協働で支える健全な行政経営

「小諸版ウエルネスシティ」は、小諸市に住む人、訪れる人、すべての人にとって、心身ともに健康で、生きがいのある生活を送ることができるまちを目指しています。そして、小諸にかかわるすべての人々が「自分に還る」「何度でも帰りたい」「住んでみたい」と思えるような、魅力あふれるまちづくりを進めていきます。



◆SDGsとの関連性（第12次基本計画より抜粋）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを宣言しています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国においても2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の策定を行い、積極的にSDGsに取り組んでいます。

SDGsの理念は国だけが実施すべきものではなく、自治体や民間企業においても力を注ぐことにより最大限の効果を発揮することとされています。

小諸市の第11次基本計画からは、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した市政運営を行っていくことで、持続可能なまちづくりを目指しています。なお、第6章基本計画とSDGs17のゴールとの関連表にて主な目指すべきゴールを掲げています。



本計画においても、“誰一人として取り残さない”というSDGsの理念に沿って、地域課題の解決に向けて福祉の推進に取り組んでいきます。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



貧困をなくす

あらゆる場所のあらゆる形の貧困を終わらせる



健康と福祉

あらゆる年齢の全ての人の健康な生活を確保し、福祉を推進する



学びの環境

全ての人への衡平な質の高い教育と生涯学習の機会を提供する



格差の是正

国内及び国家間の格差と不平等を減少させる



安全で快適な生活空間

まちや人びとが住んでいるところを、だれもが受け入れられ、安全で、災害に強く、持続可能な場所にする



いじめや虐待の撲滅

平和的で、誰一人のけ者にされない社会と、すべての人が法律に基づいた手続きをとれるようにする



共創・協働

目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
小 諸 市 総合計画	基本構想	第5次基本構想(12年間:平成28年度～令和9年度)												第6次基本構想		
	基本計画	前 期 (4年間:平成28年度～令和元年度)				中 期 (4年間:令和2年度～令和5年度)				後 期 (4年間:令和6年度～令和9年度)				第6次 前期		
	実施計画	毎年内容見直し (3年間)												第6次		
小諸市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画							第1期 (5年間:令和2年度～6年度)				第2期 (5年間:令和7年度～11年度)				第3期	

第2章 地域福祉推進に向けた課題の整理

1 小諸市の状況

本市の人口は、国勢調査の結果から、平成12年をピークに減少に転じています。令和2年度には総人口が42,074人、世帯数は18,882世帯となり、平成27年調査に比べ、人口は、1,225人の減少、世帯数は552世帯が増加しています。年少人口（15歳未満）は4,994人、総人口に占める比率が11.8%に減少しており、少子化が進展していることがわかります。一方で、老年人口（65歳以上）は、13,549人に増加し、総人口に占める比率が32.2%に達しています。今後は更に総人口が減少し、高齢化率が上昇していくことが推測されます。

■年齢別人口の推移

上段:人口(人) 下段:割合(%)	平成 12年度 (2000年)	平成 17年度 (2005年)	平成 22年度 (2010年)	平成 27年度 (2015年)	令和 2年度 (2020年)	令和 7年度 (2025年)	令和 12年度 (2030年)	令和 17年度 (2035年)	令和 22年度 (2040年)	令和 27年度 (2045年)
0～14歳 (年少人口)	7,155 15.6	6,509 14.6	6,030 13.8	5,511 12.7	4,944 11.8	4,007 10.2	3,408 9.2	2,988 8.5	2,836 8.6	2,662 8.7
15～64歳 (生産年齢人口)	29,303 64.0	27,985 62.8	26,599 60.8	25,292 58.4	23,581 56.0	20,943 53.6	19,548 52.8	17,982 51.4	16,030 48.8	14,288 46.5
65歳以上 (老年人口)	9,336 20.4	10,065 22.6	11,139 25.4	12,496 28.9	13,549 32.2	14,150 36.2	14,085 38.0	14,025 40.1	14,001 42.6	13,748 44.8
合 計	45,794 100.0	44,559 100.0	43,768 100.0	43,299 100.0	42,074 100.0	39,100 100.0	37,041 100.0	34,995 100.0	32,867 100.0	30,698 100.0

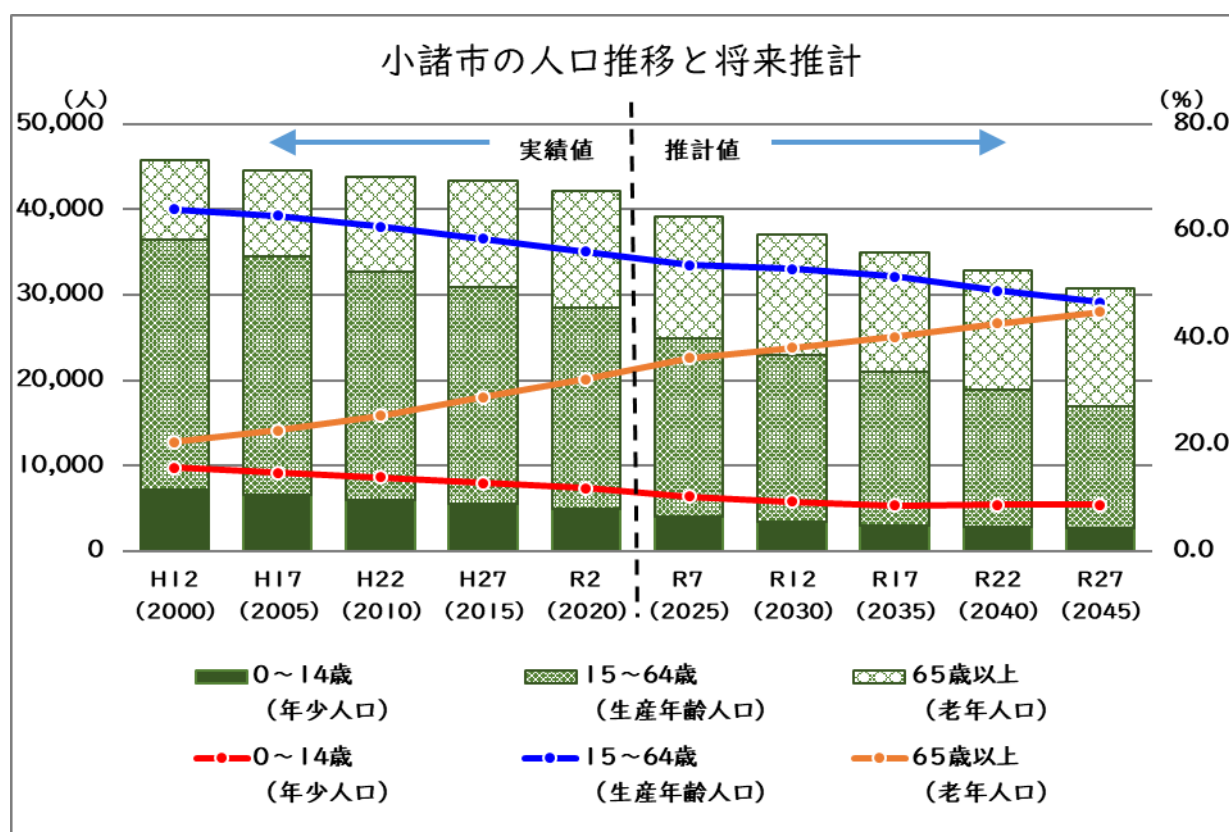
出典：平成12年度～令和2年度

小諸市の人口統計（年度当初）

令和7年度以降

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

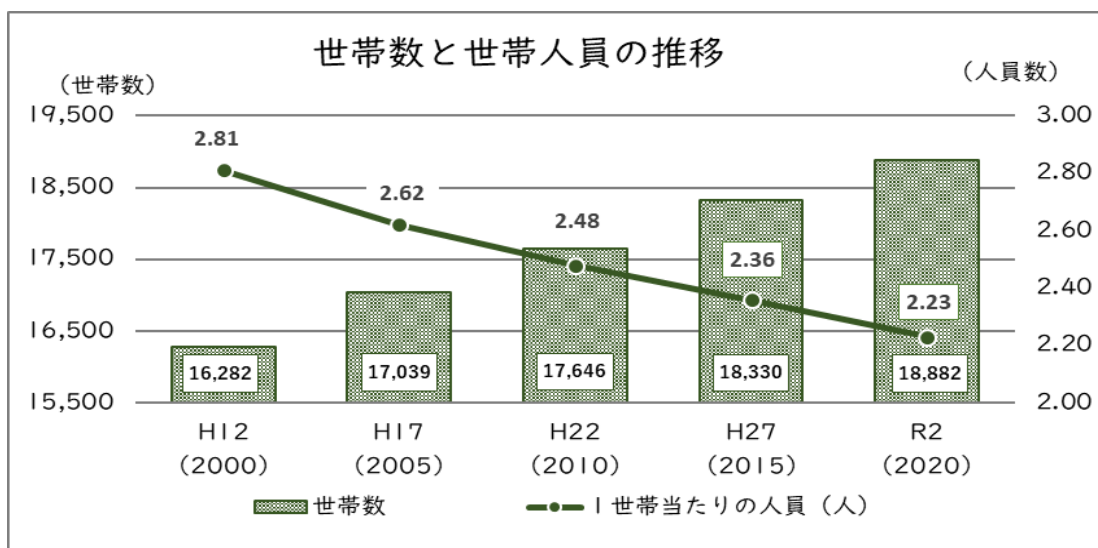




■人口及び世帯の推移

	平成 12年度 (2000年)	平成 17年度 (2005年)	平成 22年度 (2010年)	平成 27年度 (2015年)	令和 2年度 (2020年)
世帯数(世帯)	16,282	17,039	17,646	18,330	18,882
1世帯当たりの人員(人)	2.81	2.62	2.48	2.36	2.23

出典：小諸市の人口統計（年度当初）



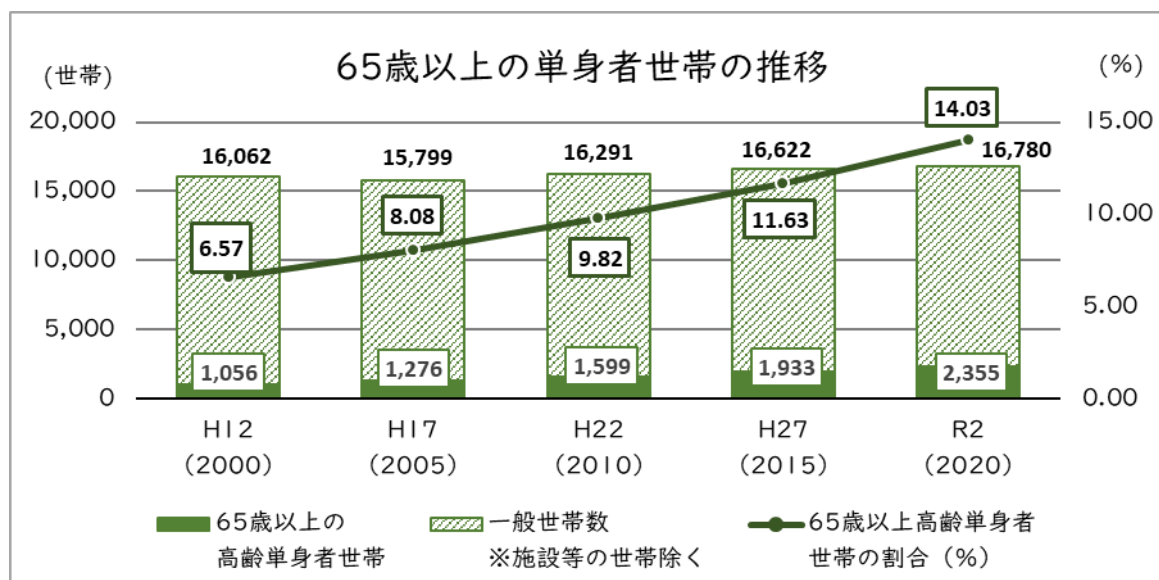
■65 歳以上の単身世帯の推移

2020 年（令和 2 年）の国勢調査に基づき、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2050 年に長野県の単身世帯の割合が 37.3% となり、65 歳以上の単身世帯では 20.4% になると分析しています。

本市では平成 17 年度以降、世帯数が年々増加しています。人口が減っているのに世帯数が増えている要因としては、単身世帯の増加、特に 65 歳以上の高齢者単身世帯が増加しています。

	平成 12年度 (2000年)	平成 17年度 (2005年)	平成 22年度 (2010年)	平成 27年度 (2015年)	令和 2年度 (2020年)
一般世帯数 ※施設等の世帯除く	16,062	15,799	16,291	16,622	16,780
うち、65歳以上の 高齢単身世帯	1,056	1,276	1,599	1,933	2,355
65歳以上高齢単身世帯 世帯の割合(%)	6.57	8.08	9.82	11.63	14.03

出典：令和 2 年国勢調査結果

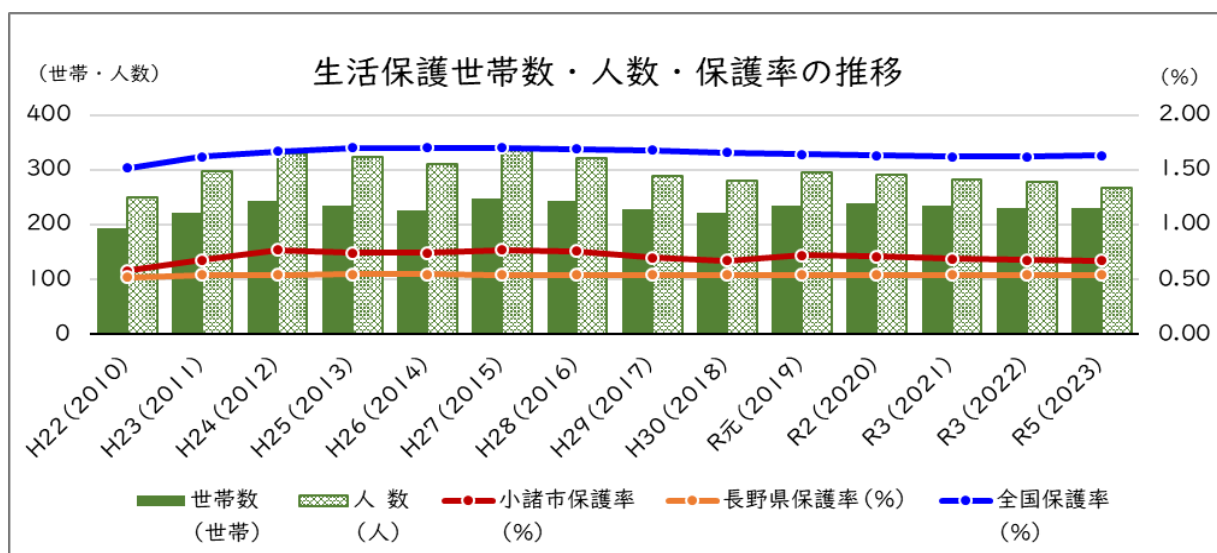


■生活保護世帯数、人員数、保護率の状況

本市の生活保護世帯数は、平成 27 年度をピークに少し減少したものの横ばいとなっています。生活保護受給人数は減少していますが、単身世帯、2人世帯の割合が増加しています。保護率は、長野県値との比較では高い状況にあるものの、全国値との比較では低い状況となっています。

年 度 ※ 基準日:3月31日	小 諸 市			長野県	全国
	世帯数 (世帯)	人 数 (人)	保護率 (%)	保護率 (%)	保護率 (%)
平成22年度(2010年度)	193	249	0.58	0.52	1.52
23年度(2011年度)	221	298	0.68	0.54	1.62
24年度(2012年度)	243	330	0.77	0.54	1.67
25年度(2013年度)	234	324	0.74	0.55	1.70
26年度(2014年度)	227	311	0.74	0.55	1.70
27年度(2015年度)	247	338	0.77	0.54	1.70
28年度(2016年度)	243	322	0.76	0.54	1.69
29年度(2017年度)	228	290	0.70	0.54	1.68
30年度(2018年度)	222	281	0.67	0.54	1.66
令和元年度(2019年度)	234	295	0.72	0.54	1.64
2年度(2020年度)	240	291	0.71	0.54	1.63
3年度(2021年度)	234	283	0.69	0.54	1.62
4年度(2022年度)	230	277	0.68	0.54	1.62
5年度(2023年度)	231	267	0.67	0.54	1.63

出典：福祉課

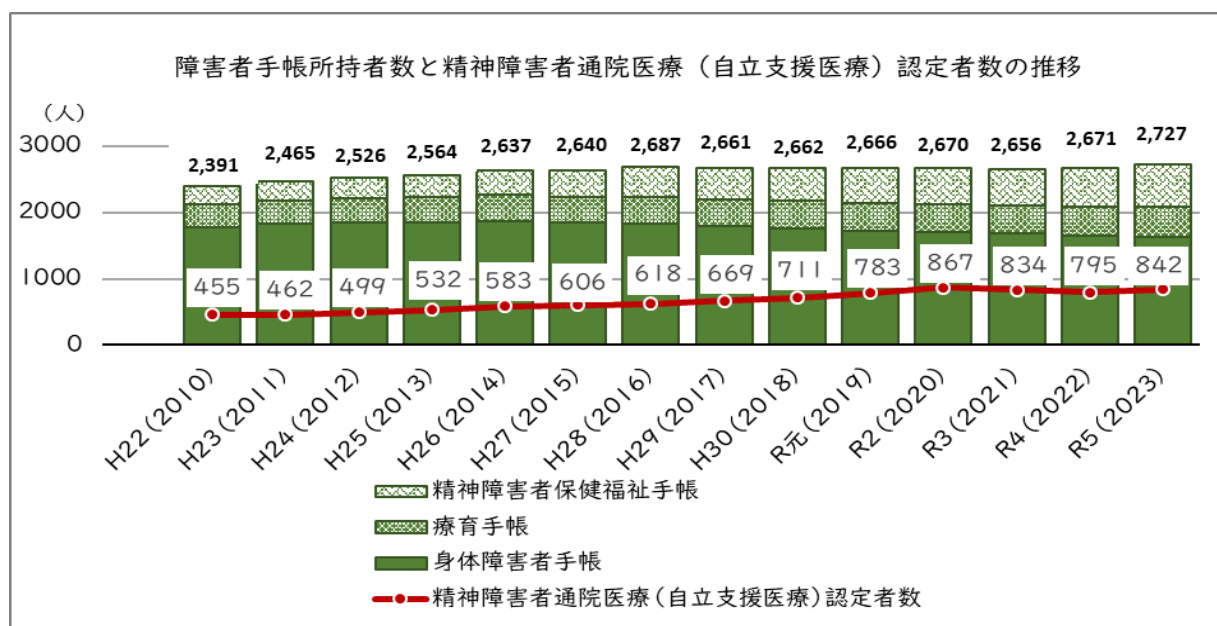


■障害者手帳所持者数、精神障害者通院医療（自立支援医療）認定者の状況

本市の近年の状況は、身体障がい者は減少傾向にある一方、知的障がい者、精神障がい者数が増加傾向にあります。これは、障害への認知度が高まり、また、手帳の所持に対する理解が進んだとも考えられます。

年 度 ※ 基準日：3月31日	手帳の種類			合 計 (人)	精神障害者通院医療 (自立支援医療) 認定者数 (人)
	身体障害者 (人)	療育(人)	精神障害者 保健福祉 (人)		
平成22年度(2010年度)	1,771	343	277	2,391	455
23年度(2011年度)	1,823	347	295	2,465	462
24年度(2012年度)	1,851	355	320	2,526	499
25年度(2013年度)	1,852	373	339	2,564	532
26年度(2014年度)	1,873	388	376	2,637	583
27年度(2015年度)	1,841	399	400	2,640	606
28年度(2016年度)	1,832	401	454	2,687	618
29年度(2017年度)	1,799	405	457	2,661	669
30年度(2018年度)	1,758	416	488	2,662	711
令和元年度(2019年度)	1,726	416	524	2,666	783
2年度(2020年度)	1,699	422	549	2,670	867
3年度(2021年度)	1,677	425	554	2,656	834
4年度(2022年度)	1,645	437	589	2,671	795
5年度(2023年度)	1,638	448	641	2,727	842

出典：福祉課

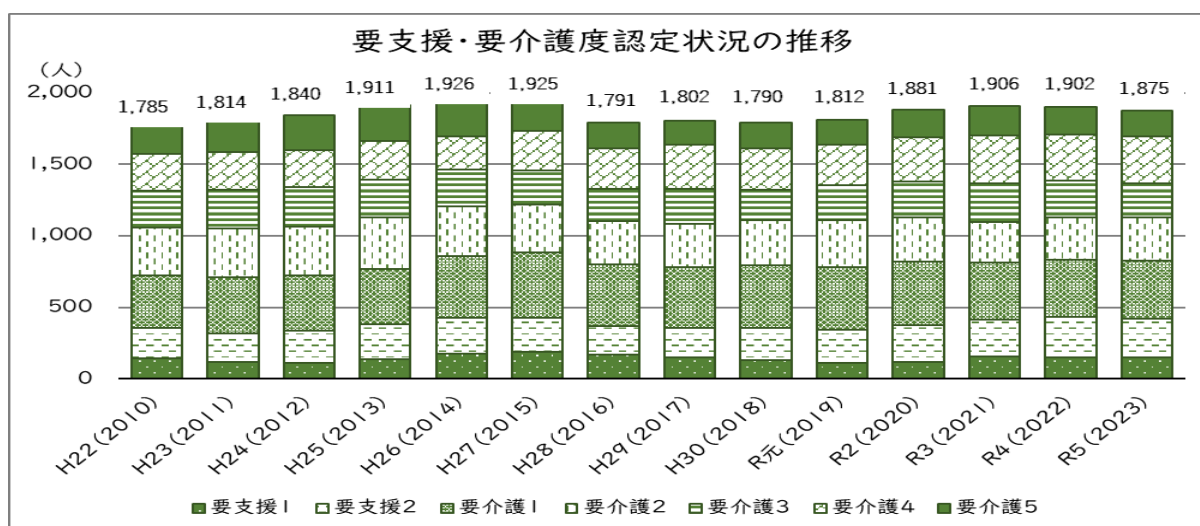


■要介護・要支援認定者の状況

介護予防の取り組みなどにより、要介護・要支援認定者数は、近年減少傾向にありましたが、高齢者数の増加に伴い令和2年度～4年度は増加となりました。

年 度 ※基準日： 3月31日	要 支 援		要 介 護					合 計 (人)
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成22年度 (2010年度)	145	213	367	334	255	256	215	1,785
平成23年度 (2011年度)	119	201	390	343	267	263	231	1,814
24年度 (2012年度)	111	227	386	340	277	259	240	1,840
25年度 (2013年度)	136	245	388	358	268	266	250	1,911
26年度 (2014年度)	176	251	429	351	254	234	231	1,926
27年度 (2015年度)	187	242	454	338	237	274	193	1,925
28年度 (2016年度)	173	199	426	304	224	283	182	1,791
29年度 (2017年度)	149	208	425	303	246	303	168	1,802
30年度 (2018年度)	132	223	437	315	212	295	176	1,790
令和元年度 (2019年度)	115	229	437	329	241	284	177	1,812
2年度 (2020年度)	120	256	442	313	246	312	192	1,881
3年度 (2021年度)	158	254	400	287	269	336	202	1,906
4年度 (2022年度)	151	280	401	297	255	322	196	1,902
5年度 (2023年度)	148	271	407	300	239	329	181	1,875

出典：厚生労働省「見える化システム」

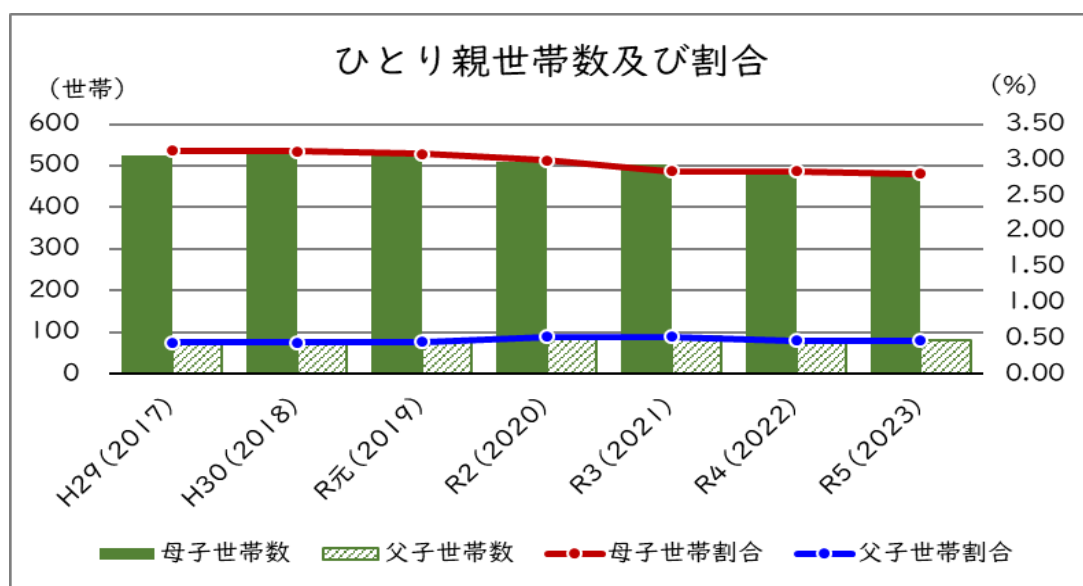


■ひとり親世帯の状況

母子世帯は平成30年度をピークに減少傾向にあります。父子家庭については令和3年度まで増加傾向にありましたが、その後は少し減少したものの、ほぼ横ばいの状況となっています。

年 度 ※基準日：8月1日	総世帯数 (世帯)	ひとり親世帯		
		母子世帯数 (割合%)	父子世帯数 (割合%)	合 計 (割合%)
29年度 (2017年度)	16,763	524 (3.13%)	73 (0.44%)	597 (3.56%)
30年度 (2018年度)	16,941	528 (3.12%)	75 (0.44%)	603 (3.56%)
令和元年度 (2019年度)	17,075	526 (3.08%)	77 (0.45%)	603 (3.53%)
2年度 (2020年度)	17,061	510 (2.99%)	89 (0.52%)	599 (3.51%)
3年度 (2021年度)	17,199	502 (2.92%)	89 (0.52%)	591 (3.44%)
4年度 (2022年度)	17,034	484 (2.84%)	80 (0.47%)	564 (3.31%)
5年度 (2023年度)	17,272	483 (2.80%)	82 (0.47%)	565 (3.27%)

出典：こども家庭支援課



2 小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1期）の進捗評価

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、令和2年度からの5ヶ年計画で実施し、基本理念を『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』として、さまざまな事業及び取り組みの推進を図ってきました。

（1）第1期計画について

①理念

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）理念

「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ

②目標

本計画の理念である『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』を実現するため、3つの目標と7つの基本施策を設定し、体系的に計画の取り組みを行いました。

目標1 お互いの顔がみえる地域づくり

市民一人ひとりが、身近な地域でお互いの顔がみえる関係づくりを意識することで、災害時・緊急時の助け合いや社会的孤立の防止など、安全安心の地域づくりにつながります。また、社会活動に市民自ら参加することで、仲間づくりや生きがいづくりにつながり、生きがいをもつことは生活に張りをもたらし、健康寿命の延伸が期待できます。

目標2 支え合う地域の仕組みづくり

地域では、さまざまな生活課題があり、比較的軽度なものからさまざまな問題が複雑に絡み合い解決が難しい課題もあります。いずれの課題も深刻化する前に早期に発見し解決に導く仕組みづくりが必要です。また、あらゆる主体が参加・協働して問題解決を図るネットワークづくりを行い、地域での支え合いの充実を図ります。

目標3 地域の支え合いを担う人づくり

地域福祉を展開する上で、区や民生・児童委員などの各種委員への支援、ボランティアの育成などが必要です。また、誰もが支え手となれる意識の醸成を行い、支え合いを担う人材確保に取り組めます。

③計画の体系

理 念	目 標	基本施策	施策・活動の取組
「お互いさま」のこころで育む支え合うまち・こもろ	目標1 お互いの顔がみえる地域づくり	基本施策1-1 安全安心な地域づくり	施策1-1-1 お互いが支え合う体制づくり
			施策1-1-2 災害・緊急時の支え合い強化
		基本施策1-2 健康・長寿の地域づくり	施策1-2-1 健康・生きがいづくりの推進
			施策1-2-2 仲間づくりの拠点充実
	目標2 支え合う地域の仕組みづくり	基本施策1-3 社会参加の環境づくり	施策1-3-1 社会参加の機会づくり
		基本施策2-1 地域福祉の仕組みづくり	施策2-1-1 包括支援体制の整備
			施策2-1-2 子どもから高齢者までの支援
	目標3 地域の支え合いを担う人づくり	基本施策2-2 地域のネットワークづくり	施策2-2-1 地域福祉活動への参加促進
			施策2-2-2 ネットワークを活かしたまちづくり
		基本施策3-1 福祉の理解を高める取り組み	施策3-1-1 福祉学習の推進
			施策3-1-2 人権意識の向上
		基本施策3-2 地域福祉の担い手づくり	施策3-2-1 地域福祉の担い手育成
			施策3-2-2 地域を担う社会資源との連携

(2) 第1期計画 年度毎の評価の推移

目標	基本施策	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標1 お互いの顔が見える 地域づくり	1-1 安心安全な地域づくり	3	3.3	3.2	3
	1-2 健康・長寿の地域づくり	3.3	3.4	3.9	4
	1-3 社会参加の環境づくり	3.2	3.3	3.2	4
目標2 支え合う地域の 仕組みづくり	2-1 地域福祉の仕組みづくり	3.1	3.3	3.2	3
	2-2 地域のネットワークづくり	3.1	3.2	3.2	3
目標3 地域の支え合う 人づくり	3-1 福祉の理解を高める取り組み	3.1	3.3	3.1	3
	3-2 地域福祉の担い手づくり	3.1	3.4	3.2	3

点数	達成度	評価基準
5	100%	完了(目標達成)
4	75%	順調に進んでいる
3	50%	概ね順調だが、不十分な点が少しある
2	25%	実施されている部分もあが、不十分な点が多い
1	0%	実施方法も含め改善が必要である

(3) 第1期計画の進捗評価

第1期計画について、目標ごとに進捗の評価を行いました。

【目標1】お互いの顔がみえる地域づくり

■成果

『安全安心な地域づくり』

- ・新型コロナウイルスの影響で活動に制限があった時期もありましたが、民生・児童委員を中心に地域の見守り活動や支え合い活動が継続して実施されました。
- ・防災への取り組みとして、地域では、防災訓練、災害時等住民支え合いマップ（全区で作成済み）の更新等予防的な取り組みを行いました。住民アンケ

ートでは防災について関心があるとの回答が大幅に増加しました。

- ・避難行動要支援者の個別避難計画策定に向け、本市の防災担当課・保健福祉部局・社協で協議を進め、高齢者、障がい者のモデルケースでの計画策定を行いました。

『健康・長寿の地域づくり』

- ・若年層から高齢者まで広く健康への関心を高めるため、アプリやSNSの活用、ケーブルテレビでの動画放送、協力事業所を募集登録し、官民一体となって健康づくりを進める事業を実施しました。市民へ健康や長寿への動機づけを継続して行いました。
- ・区を単位とした高齢者の介護予防活動は、コロナ禍を経て実施回数が回復しました。これは、区や団体、行政等が協働で取り組んできた活動が根付いていると言え、本市が全国、長野県と比べても要介護認定率が低く抑えられている一つの要因につながっています。
- ・身近な集える場所の充実については、地域の通い場や福祉施設をはじめ、複合型中心拠点誘導施設「こもテラス」、まちタネ広場、公民館や社会教育施設など様々な施設が、身近な集える場所として機能するよう情報発信や研修・イベント等を開催しました。

『社会参加の環境づくり』

- ・小諸市市民活動・ボランティアサポートセンターが中心となり、ホームページやSNSなどで発信を行い、若年層への啓発にも取り組み、関係機関と連携しながら、市民同士がつながる場の提供を通して活動団体の支援を行いました。
- ・社会的孤立や自立に向けた支援が必要な相談者の傾向として、複合的な課題を抱えている世帯、精神疾患を抱えた方や何等かの生きづらさを抱えている方が多く、関係機関が連携・役割分担をしながら伴走支援を行いました。

■課題

- ・防災や健康づくり、社会参加の必要性に対する個人の意識は向上してきましたが、ご近所や区、地域の中で実際の活動参加につながっていない状況があります。

基本の圏域内でのつながりも大切にしながらも、区という圏域にこだわらない新たなつながり・活動の検討実施や、世代や属性にとらわれず多様な参加交流の場をどのように創出するか検討が必要です。

【目標２】支え合う地域の仕組みづくり

■成果

『地域福祉の仕組みづくり』

- ・ 民生・児童委員が身近な相談相手として、見守り相談対応の中で困りごとや課題を抱えた住民や世帯があった場合に、地域包括支援センター等の相談機関へつなぐ重要な役割を果たしています。
- ・ 本市、社協においては、分野毎に相談支援体制を整え、関係機関と連携し支援を行いました。従来からの福祉施策だけでなく、教育、保健医療、就業、住宅など暮らしに関連する関係機関との連携も増加しています。複数の機関が連携して対応する際に、支援チームの要になれる専門職、組織が複数あり、支援者が同じ方向性で役割分担のうえ支援を行うことができています。
- ・ 虐待対応（児童・高齢者・障がい者）については、関係部署・機関が連携して対応し、虐待の早期発見、予防、防止のための取り組みを行いました。

『地域のネットワークづくり』

- ・ 地域の多様なネットワークづくりとして、家族会や地域住民を交えた会議や関係機関との意見交換、各種ネットワーク会議の開催に加え、地域貢献活動の実施を検討する企業など、新規分野とのつながりづくりに取り組みました。
- ・ 市民への地域福祉や福祉サービスに関する情報提供について、広報や隣組回覧、ホームページ・SNS等で広く情報発信を行いました。

■課題

- ・ 多様化・複雑化するニーズに応えるために、属性を問わない相談支援体制や多機関協働で連携して取り組むなど、対象者の状況を全体的に捉え、本人・世帯中心の考えで必要な支援を考える、包括的な支援体制を整備していくことが必要です。既存の相談体制の充実を図りつつ、それぞれの機関が連携のうえ切れ目ない支援を展開し、あらゆる機関や関係者が我が事として参加できる体制の構築を進める必要があります。

【目標３】地域の支え合いを担う人づくり

■成果

『福祉の理解を高める取り組み』

- ・ 福祉学習、人権教育等の関連事業を通して、福祉への理解を高める取り組みを推進してきました。小中学生が対象の福祉学習では、当事者や市内の福祉事業者や民生・児童委員が生徒と交流する機会を持つことで、双方が新たな

つながりを構築できるきっかけとなりました。

『地域の担い手づくり』

- ・各事業において、新たな地域福祉の担い手育成、既に地域で活動している各種委員やボランティアのスキルアップを目的とした研修会や養成講座を開催しました。
- ・社会貢献活動として企業が地域生活課題の解決を担う仕組み作りについて関係機関で協議を行う等、様々な主体が地域福祉の担い手となれるアプローチを行いました。
- ・各種委員活動、市民活動への関心を高める取り組みとして、多様な情報を、広報紙やホームページ、SNSなどで発信しました。また、地域づくりやボランティア、市民活動に関心のある市民がつながる場として新たなイベントやセミナーの開催などに取り組みました。

■課題

- ・特に若い世代に向けて、福祉は「特別なことではなく自分の身近にある」ことや、困ったときは助けを求め、支える側にも支えられる側にも自然と立てる「おたがいさま」の意識の醸成を図る取り組みをあらゆる場面で更に進める必要があります。
- ・引き続き、広く市民に向けて、地域づくりやボランティア、市民活動が市民一人ひとりのやりがいや生きがいにつながる点も含めて、魅力や意義を伝えるとともに、誰もが地域づくりの担い手になれるよう、活動・活躍の場や組織・機会の整備や情報発信、ボランティア活動を行いたい人の活動内容とボランティアを求める人や企業、団体等とのマッチングなどの仕組み作りが必要です。

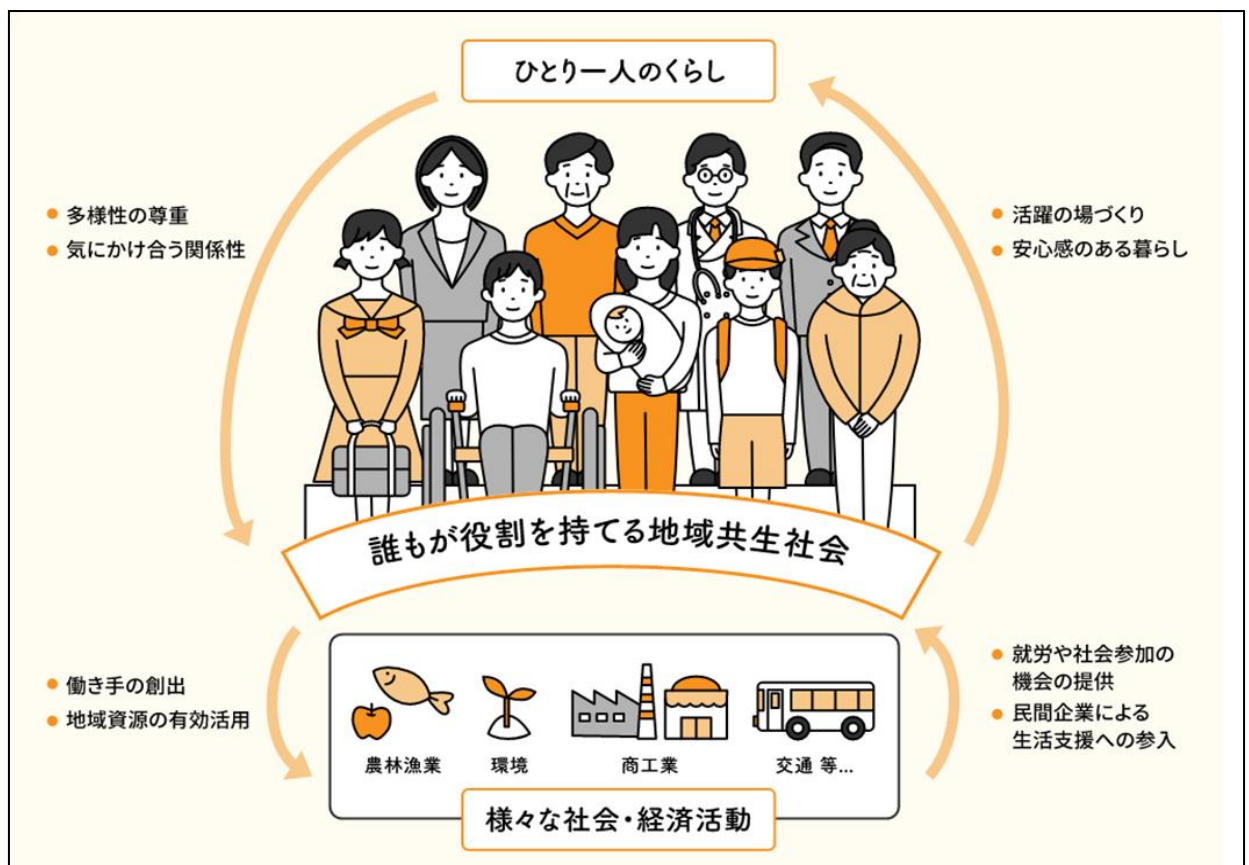


3 地域福祉に関する国の動向

(1) 地域共生社会実現への取り組みと社会福祉法の改正

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を指しています。平成 28 年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現を目指すこととされました。

背景には①個人が抱える生きづらさ・福祉ニーズの多様化・複雑化②少子高齢化に伴う現役世代の急減③地域のつながりが弱くなり支え合いの力の低下などが挙げられます。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

地域共生社会の実現のため、平成 29 年及び令和 2 年に社会福祉法が改正され、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）を「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」と規定され、（社会福祉法第 4 条）①国及び地方公共団体、②地域住民、③社会福祉を目的とする事業を経営する者、④社会福祉に関する活動を行うもの、この 4 つの主

体が協働してより一層地域福祉の推進に努めなければならないこととなりました。併せて、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定、令和２年の改正では、これを地域福祉計画に盛り込むべき必須事項として格上げされ、実施が求められることとなりました。

○包括的支援体制の整備について

包括的支援体制の整備のために、市町村が次の項目に取り組むことの必要性が明記されました。

- ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備
- ・地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制の整備
- ・地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築

（２）孤独・孤立対策の推進

社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にあると言えます。加えて、コロナ禍による人と人との接触機会の減少が長期化し、孤独・孤立問題が顕在化・深刻化していたことを契機に、令和３年２月に孤独・孤立対策担当大臣が置かれ、官民連携で対策が推進されてきました。令和６年４月１日に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

この法律に基づき令和６年６月に「孤独・孤立対策重点計画」が策定され、孤独・孤立に悩む人が誰ひとり取り残されない社会、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指し、孤独・孤立対策の基本理念を①孤独・孤立双方への社会全体での対応、②当事者等の立場に立った施策の推進、③社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進の３点と定め、基本方針を①孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする、②状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる、③見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う、④孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する、の４点とし、この基本方針に基づき総合的かつ計画的に孤独・孤立対策を推進していくこととなりました。



出典：内閣府孤独・孤立対策推進室ウェブサイト

(<https://www.notalone-cao.go.jp/category/monthly/>)

(3) 成年後見制度利用促進・権利擁護支援体制強化に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障のある人たちの権利を守り、生活を支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき国は成年後見制度利用促進基本計画を策定、第二期成年後見利用促進基本計画（令和4～8年度）では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークを支える本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、意思決定支援や権利侵害からの回復支援を主要な手段とした「権利擁護支援」を位置づけています。



出典：厚生労働省ホームページ

第3章

計画の理念と目標

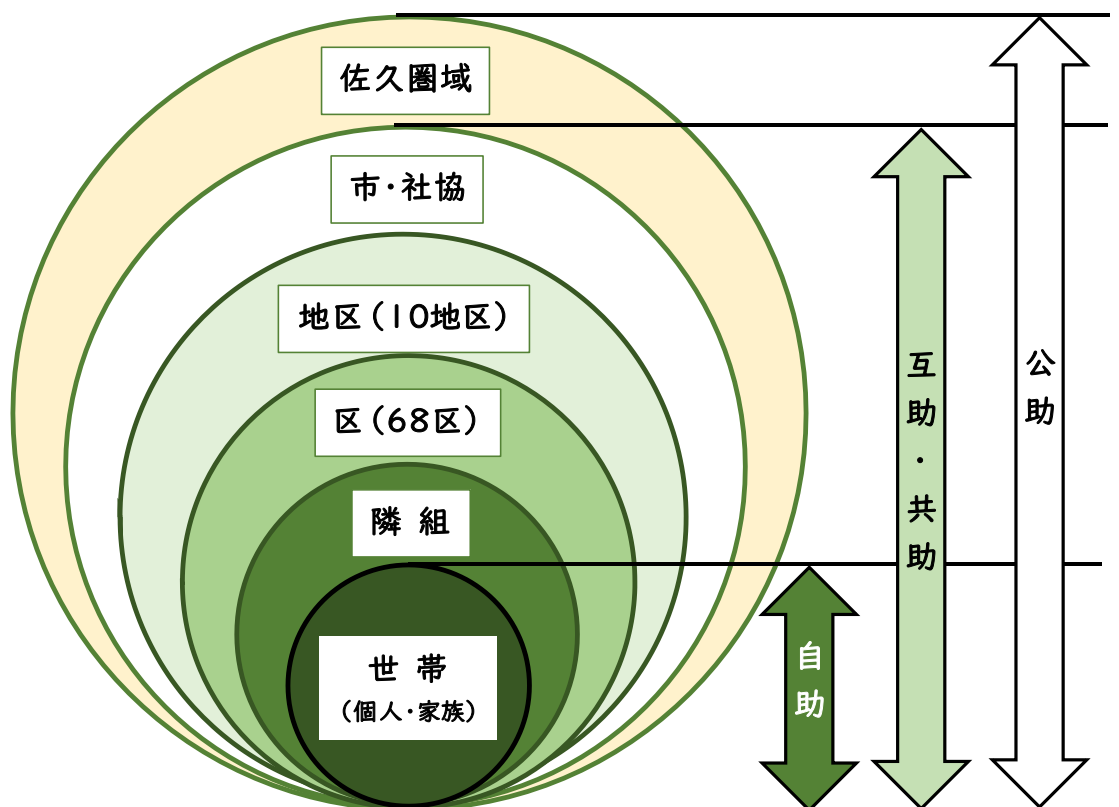
1 地域福祉推進の地域・圏域の捉え方

地域福祉の推進を図る上では、市民や地域課題を一括に市全体で捉えるのではなく、より身近な圏域で捉え、取り組みが行われることが重要です。

また、世帯、隣組、区、地区、そして市と社協の活動圏域によって求められる活動内容は異なり、展開できる施策や事業が変化します。

この点から、本計画では、圏域を以下のように重層的に考え、機能を明確にすることで、それぞれの特性を活かして地域福祉の推進を図ります。

圏域の重層的イメージと連携



自助 … 自分や家族が主体となって行うこと。

互助 … 近隣住民や友人等、自発的にお互いに助け合うこと。

共助 … 介護保険等の制度的な裏付けのもとに支え合うこと。社協やボランティア等の支え合いの仕組みによる活動。

公助 … 行政機関等の公的支援及び福祉サービス。

2 理 念

第1期の本計画の理念を継承し、目標を次のように設定します。

小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）理念

「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ

3 目 標

本計画の理念である『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』を実現のため、3つの目標と8つの基本施策を設定し、体系的に計画の取り組みを行います。

目標1 安心安全な地域の基盤づくり

私たちの暮らしのなかで、つながりの重要性が言われている中、少子高齢社会、暮らしの多様化により、身近な地域でのつながり方も変化しています。住民や区のとつながり、事業所のとつながりなど様々なつながりを再構築しながら、健康・福祉・防災などの取り組みを高めていく必要があります。心地よい適度な関係性の中で、互いに見守り、つながる「緩やかなつながりを大切にしたい普段の暮らし」の実現に向けた取り組みを推進します。

目標2 包括的な相談・支援体制の基盤づくり

地域では、さまざまな地域生活課題があり、比較的軽度なものからさまざまな問題が複雑に絡み合い解決が難しい課題もあります。課題が深刻化する前に早期に発見し相談につながり、解決に導く仕組みづくりが必要です。併せて、課題が容易には解決に至らない場合でも、本人が社会的孤立に陥らないよう、支援者や地域とつながり続ける支援（伴走型支援）を構築する必要があります。あらゆる主体が参加・協働して地域での支え合いの充実を図ります。

目標3 包括的な地域の基盤づくり

孤立や複合的な課題を抱える方の増加だけでなく、各地域で担い手の負担感の増加やなり手不足など、支え合いの基盤自体の在り方が問われています。区を単位とした支え合い活動の維持だけでなく、区を越えた支え合い活動や福祉分野以外と連携した居場所作りが必要です。誰も孤立しない多様なつながり、特定の人に負担が偏らない多様な居場所づくりに取り組みます。

4 計画の体系

理 念	目 標	基 本 施 策	目 指 す 姿
「お互いさま」のこころで育む支え合うまち・こもろ	目標1 安心安全な地域の 基盤づくり	基本施策1-1 健幸なまちづくりの 推進	緩やかなつながりの中で健康な暮らしができる
		基本施策1-2 災害時の安全・安心 の確保に向けた備え	普段から地域ぐるみの見守りや支え合いが行われ、災害時でも誰も取り残されない
		基本施策1-3 権利擁護の推進	一人ひとりの人格・尊厳が守られ、自分のことを自分で決め、地域で自分らしく生きることができる
	目標2 包括的な相談・支 援体制の基盤づく り	基本施策2-1 重層的なセーフティ ネットの仕組みづく りの推進	全ての人が福祉について自分事としてとらえ、地域の見守り・気づきから相談先や支援者につなげることができる
		基本施策2-2 包括的な支援体制の 整備	誰もが誰かとつながり続けていることを実感できる
	目標3 包括的な地域の基 盤づくり	基本施策3-1 まちづくりに広がる 地域づくり	一人ひとりに適した居心地がよいと思える場所が身近にある
		基本施策3-2 違いを認め合える地 域づくり	お互いに思いやりを持ち、誰もが幸せだと感じられる
		基本施策3-3 誰もが参加できる地 域づくり	一人ひとりがお互いさまの気持ちを持って、自分ができることで地域に関わっている



第4章

施策の展開

目標1 安心安全な地域の基盤づくり～

基本施策1-1 健康なまちづくりの推進

【目指す姿】 緩やかなつながりの中で健康な暮らしができる

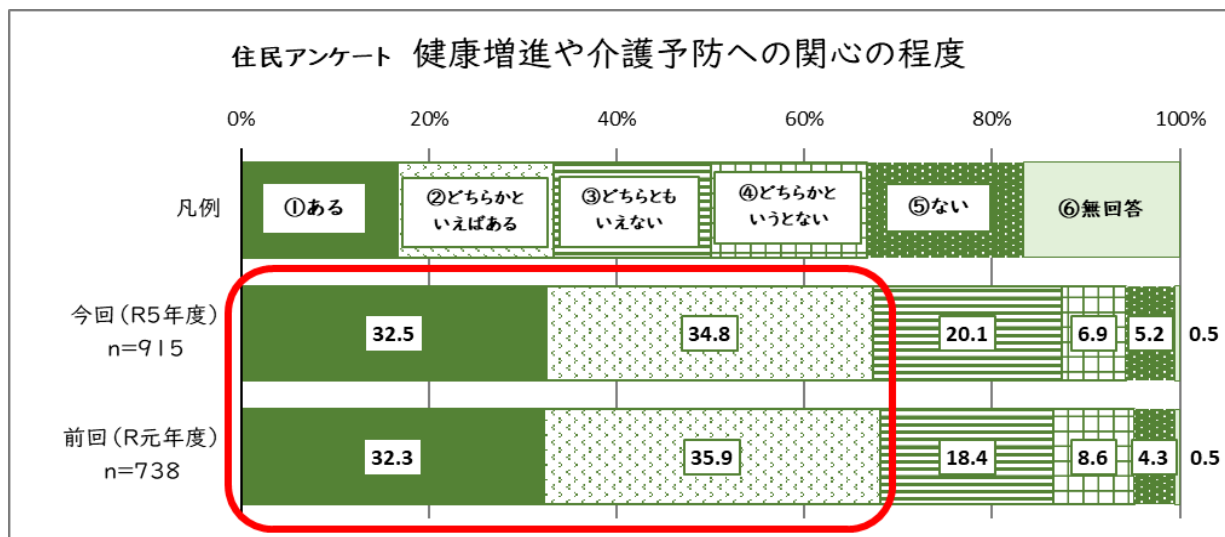
【現状・課題と方向性】

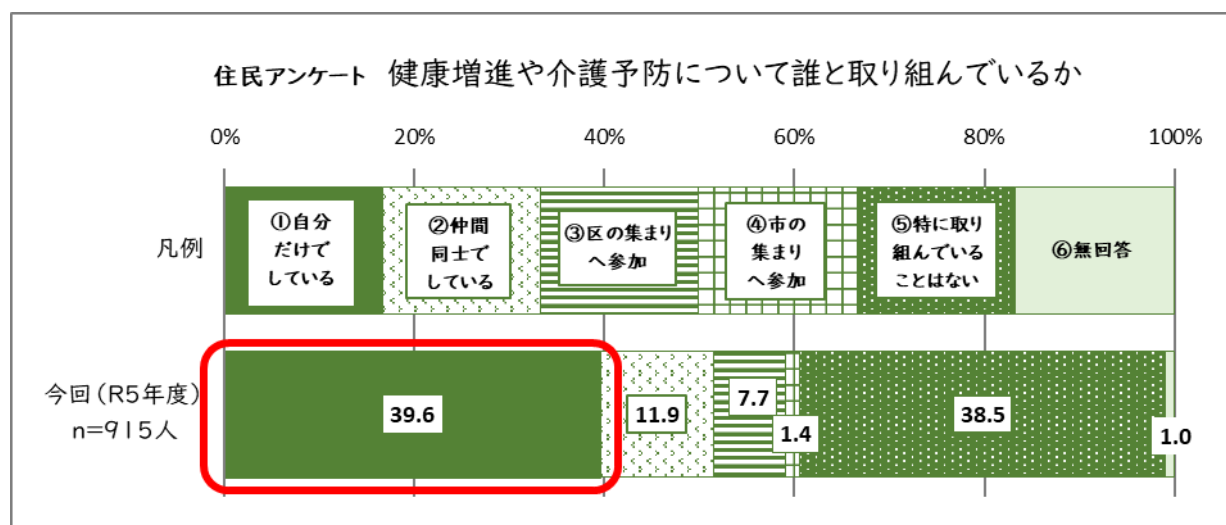
市民が集まる様々な活動の場が、新型コロナウイルス感染症により縮小の危機にありましたが、健康づくり活動が根付いた風土や SNS による周知などにより、コロナ禍以降もそうした活動は継続しています。

また、保健推進員やささえあいサポーターなど以前から行われている活動も継続しつつ、こもテラスの開設による交流や、地元企業等を巻き込んだ官民一体の新たな取り組みも始まりました。

住民アンケートからは、健康増進や介護予防への関心は高い一方で、区や市で行われている教室への参加は減少し、自分だけで取り組んでいる方が増加傾向にあります。

健康づくりやフレイル予防には、人との関わりを通じた取り組みが有用であり、人との緩やかなつながりを大切にした健康増進やフレイル予防への取り組みを引き続き進めていく必要があります。





【住民・地域・事業者などに期待する取り組み】

実施主体	取 組
住 民	・各種健（検）診を受診し、健康増進や介護予防に取り組みましょう。 ・健康づくりに関心を持ち、講演会や講習会などに参加しましょう。 ・地域活動に参加しましょう。 ・趣味を持ち、仲間との交流を続けましょう。
関係機関	・市民や関係者を対象とした健康増進や介護予防のための講座などを企画・開催しましょう。 ・市民が健康づくりや介護予防の必要性を自分事として感じられるよう、様々な媒体や企画を用いて啓発活動をししましょう。 ・啓発活動や講座等を通して、仲間や参加者同士の交流や活動を促しましょう。
社 協	・介護予防や健康づくり、生きがいづくりの機会の充実に取り組みます。 ・地域での健康づくりや介護予防事業が継続できるように、市民全体の支え合い活動を担う人材の発掘や育成を継続して取り組みます。
市	・地域全体での健康意識の向上を図ります。 ・地区活動継続のため、関係者で連携し、対応します。 ・仲間づくりを意識した健康・介護予防教室等を開催します。 ・地域の健康教室等を希望した高齢者のため参加手段について検討します。

【取り組み紹介】

◆ 複合型中心拠点誘導施設「こもテラス」の開設（令和3年8月）

公共施設棟、商業施設棟、公共駐車場を備えた利便性の高い拠点で、複層的な交流の活性化により、賑わいを創出するとともに、多様な市民活動やボランティアに対する理解の深まりへ寄与します。

施 設 名		概 要
Ⅰ 階	交流スペース	施設利用者だけでなく、世代や職種を超えた交流及び市民活動の場
	こもろ愛のりくん コールセンター	小諸市公共交通「こもろ愛のりくん」のコールセンター、エリア間乗継場所
	市民活動・ボランティア サポートセンター	営利を目的としない公益的で自主的な活動（市民活動）の応援、打合せ場所や市民活動に関する情報の提供
	ファミリーサポートセンター	地域の子育て援助活動支援事業として、子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）との、子育ての「相互援助活動」の連絡・調整等を行う拠点
Ⅱ 階	高齢者福祉センターこもれび	地域の高齢者を総合的に支援する高齢者福祉の拠点 ・生活及び健康などの各種相談 ・各種講座、学習会の開催 ・サークル活動の支援 ・体力維持、向上のための機能訓練 ・入浴施設（有料）
Ⅲ 階	病児・病後児保育施設	病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育ができない児童を、専用の保育室において保育士や看護師等の専門スタッフがお預かりする施設
	院内保育所	浅間南麓こもろ医療センターに勤務する職員の乳幼児をお預かりする施設
駐車場	公共駐車場	複合施設への来訪者の駐車場、円滑な周辺交通の維持
商業施設	テナント	スーパーマーケット



◆ こもろ健幸マイレージ <健康づくり課>

市民の皆さんが楽しみながら健康づくりを行うため、健(検)診を受けて、指定のウォーキングをした方全員(市民対象)に直売所利用券と飲食券(計1,000円分)をプレゼントする企画です。従来の紙のカードに加え、専用のスマートフォンアプリを利用した参加も可能です。

また、地元企業等にこもろ健幸応援団として登録いただき、ウォーキングサークルの運営やお楽しみ抽選会の景品提供に協力いただくなど、官民一体で事業を実施しています。



ウォーキングの様子



スマートフォンアプリ

◆ 健幸応援！生活塾 <高齢福祉課>

令和6年度より、今の自分や将来の自分のため、家族の介護のために、元気でいられるための生活のちょっとした工夫や、自分にも介護にも役立つ情報を学ぶ教室を開催しています。

各種講話を通じて心身ともに健やかな生活・介護生活を送るための秘訣を楽しく学び、相談や他者とも交流できる教室です。

開催：奇数月1回 午前10時～11時30分



教室の様子

【評価指標】

	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
住 民 アンケート	健康増進や介護予防への取り組みに対し、「仲間同士」「区への集まりへの参加」「市への集まりへの参加」者の割合	21%	増加

基本施策 1-2 災害時の安全・安心の確保に向けた備え

【目指す姿】 普段から地域ぐるみで見守りや支え合いが行われ、災害時でも誰も取り残されない

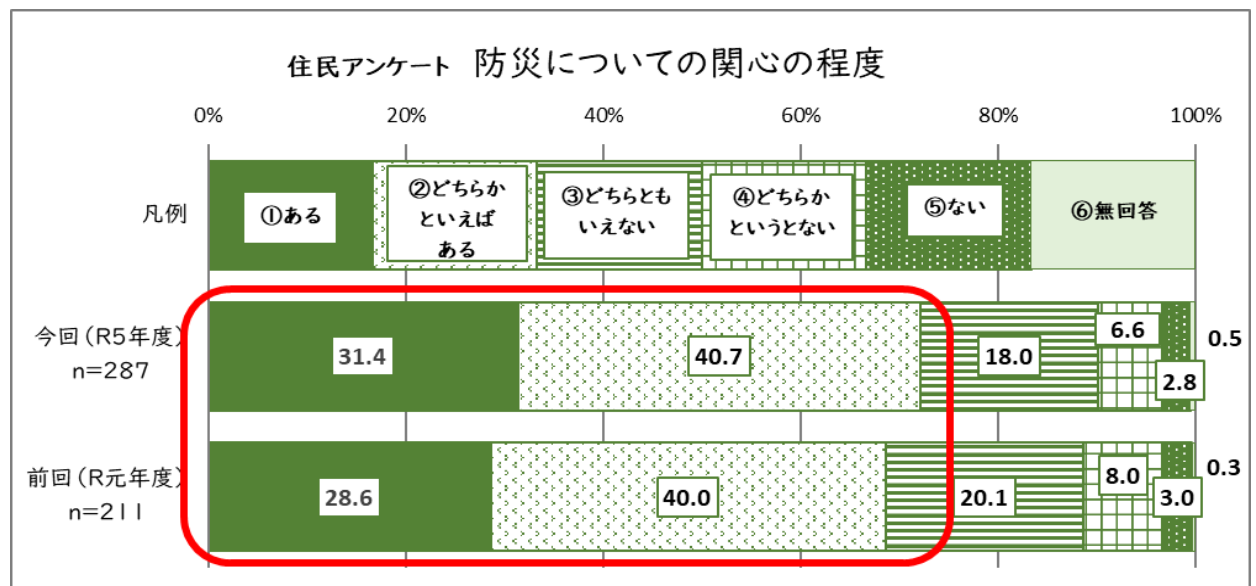
【現状・課題と方向性】

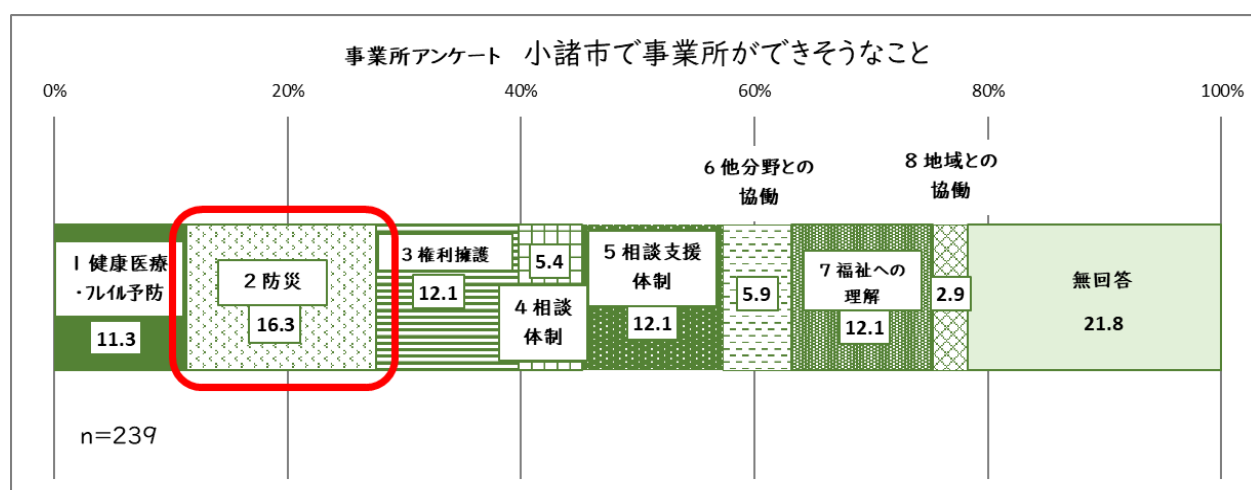
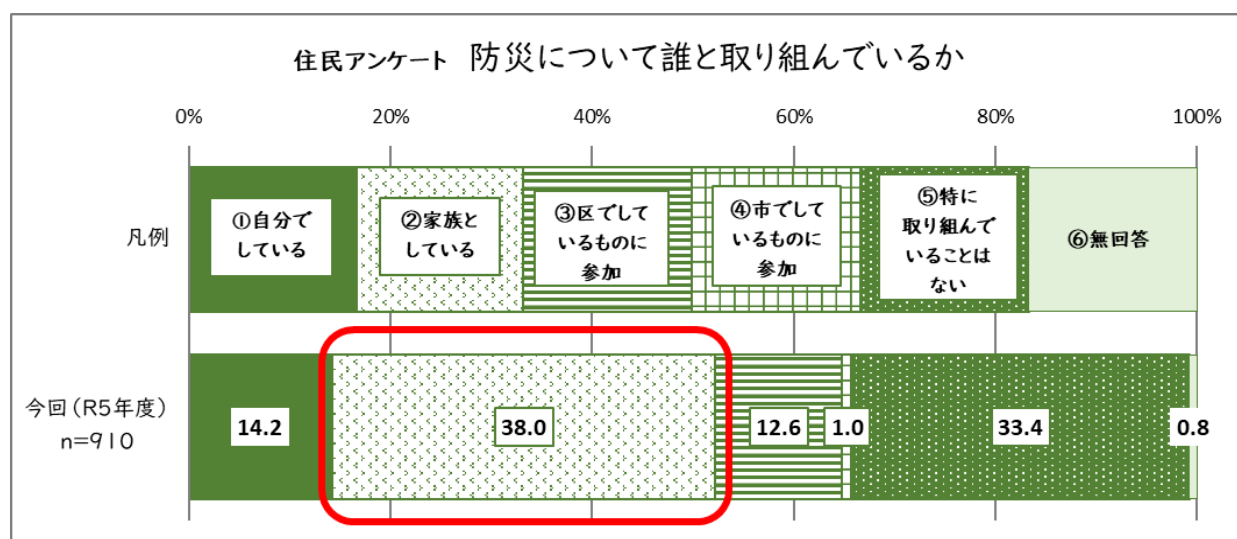
近年、全国で多発している自然災害は毎年激甚化し、災害が比較的少ないと言われている本市においても、いつ災害が起きてもおかしくない状況から、災害の際に支援や配慮を必要としている方が取り残されない取り組みを進めてまいりました。

また、福祉施設・事業所等では災害でも事業が継続できる計画の策定が求められ、災害への備えに対する取り組みが進められています。

このような背景もあり、住民アンケートでは防災への関心や家族と取り組んでいる方が増加傾向にあります。また、事業所アンケートからも住みやすい小諸市のためにできることとして防災が最多でした。

普段から地域ぐるみでの見守りや支え合いに取り組み、それぞれが連携しながら、大規模災害に備えた取り組みを引き続き進めていくことが必要です。





【住民・地域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	・ 災害時に自主的な避難が行えるよう、平常時から家族で話し合しましょう。 ・ 日々の挨拶や回覧板など、ご近所同士の交流を続けましょう。 ・ 市や区などが行う防災訓練に積極的に参加し、災害時に備えてそれぞれの役割を確認しましょう。 ・ ご近所同士で災害時等に支援や配慮が必要な方の情報を共有しましょう。 ・ 消防団や区自主防災組織等の活動に協力しましょう。
関係機関	・ 災害時等に重要な業務等を復旧するための方針、体制及び手順を示した事業継続計画（BCP）を作成し、定期的に見直しましょう。 ・ 地域、市民と連携した防災訓練等を実施しましょう。 ・ 災害時等は市民と連携し、活動を行いましょう。 ・ それぞれの組織でできる地域防災活動を考え、実践しましょう。
社 協	・ 災害時等住民支え合いマップ作成支援を通して、日頃からの支え合いの大

	切さを伝える取り組みを行います。 ・ 災害ボランティアセンターの運営体制を整える取り組みを、定期的な訓練を含め継続的にを行います。 ・ 災害時への対応のため、日本赤十字社の活動に取り組みます。
市	・ 個別避難計画の策定を推進します。 ・ 災害時の自助・共助の大切さについて啓発を行います。 ・ 安心、安全な避難生活の確保のため、体制づくりを行います。 ・ 平常時の地域の見守りにより、災害時に助け合える活動を推進します。 ・ 地域住民と交流を深め、災害時の安全確保等の情報共有を図ります。 ・ 災害時の連携について事業所と検討します。

【取り組み紹介】

◆ 災害時等要援護者台帳・あんしんカプセル <高齢福祉課>

災害時等に支援を要するひとり暮らしの高齢者や体の不自由な方に申請していただき、必要な情報を登録します。日頃から見守りや安否確認などをしていただける方を「地域支援者」として依頼していただき、地域での支え合いの仕組みづくりを進めています。必要な情報を記載した台帳は「あんしんカプセル」に入れ登録者宅の冷蔵庫に保管することとしており、災害等の緊急時に役立てられます。



あんしんカプセル

◆ 災害ボランティアセンター協定 <社協>

東日本大震災や台風 19 号災害などに際し、被災地で立ち上がった災害ボランティアセンターの多くを社会福祉協議会が担い、災害ボランティア活動を通じた復旧・復興支援等に大きな成果をあげてきています。今後も、より一層地元関係者が主体となった協働型災害ボランティアセンターの運営が求められます。被災者に対する支援活動を円滑に行えるよう、小諸青年会議所、小諸市、小諸ロータリークラブ、小諸浅間ロータリークラブと協定を締結しました。



◆ 災害時等住民支え合いマップ <社協>

災害時等住民支え合いマップとは、災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図のことです。マップは「災害時」の支え合いという切り口から区内の情報がまとめられたものですが、「災害時」にとどまらず、平時においても地域での支え合い活動が進められることが期待されています。



災害時等住民支え合いマップ作業での意見交換

【評価指標】

住 民 アンケート	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
	区との関わりに「満足している」「どちらかといえば満足している」者の割合	50.4%	増加



基本施策 1-3 権利擁護の推進

(第2期小諸市成年後見制度利用促進基本計画)

【目指す姿】 一人ひとりの人格・尊厳が守られ、自分のことを自分で決め、地域で自分らしく生きることができる

【現状・課題と方向性】

人権に関する相談内容は多様化し、支援の複雑化、長期化がみられていることから、関係機関の連携がとりやすいようネットワーク会議等を通して関係づくりを進め、相談者の権利が守られ、尊重されるよう必要な支援に取り組んできました。

知的障がい・精神障がいや認知症により、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態でも、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、市民に必要な権利擁護の支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

わたしたち一人ひとりの権利が尊重され、安心した暮らしが送ることができるよう、わたしたちが持つ権利について知り、誰でも相談先につながるような体制を作ることが必要です。

【住民・地域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	・ 人権を尊重する意識を高めましょう。 ・ 自分の権利と同様に、他の人の権利を大切にしましょう。 ・ 差別や虐待、いじめ、DV などの人権侵害に気付いたときは市や関係機関に相談しましょう。
関係機関	・ あらゆる差別や偏見をなくす活動・啓発に協力しましょう。 ・ 権利擁護・権利侵害に関する学習の場を持ち、人権意識を高めましょう。
社 協	・ 一人ひとりの権利が守られ、尊重されるよう必要な支援に取り組めます。 ・ 虐待や暴力、成年後見制度等に関する相談窓口を設置し、対応します。 ・ 人権侵害や権利侵害に対し、行政や専門職と連携し対応できるよう取り組みます。
市	・ 誰もがお互いを理解し尊重し合えるよう人権や福祉に関して気軽に学習できる場を提供する取り組みを行います。 ・ 地域に密着した啓発活動を行う等、人権や福祉に対する意識の向上に向けた取り組みを進めます。 ・ 様々な機会や場所で人権や福祉に関する理解や学習ができる取り組みを行います。

	・ 暴力や虐待等に気づき、早期に把握や対応ができる地域づくりに取り組みます。 ・ 虐待の相談・通報を受けた際は、法的責任に基づき組織的に協議・対応します。 ・ 成年後見制度利用促進法における成年後見利用促進基本計画に則り、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を更に進めます。(図-1)
--	--

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

既存の保健・医療・福祉に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム：本人を中心とした親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等で構成され、本人意思を確認しながら必要な対応をする組織」「協議会：チームに対して法律・福祉等の専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう協力・連携体制づくりを進める合議体」「中核機関」を構成要素とし、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担います。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割

【権利擁護支援の必要な人の発見・支援】

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービス利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

【早期の段階からの相談・対応体制の整備】

成年後見制度の利用について、住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

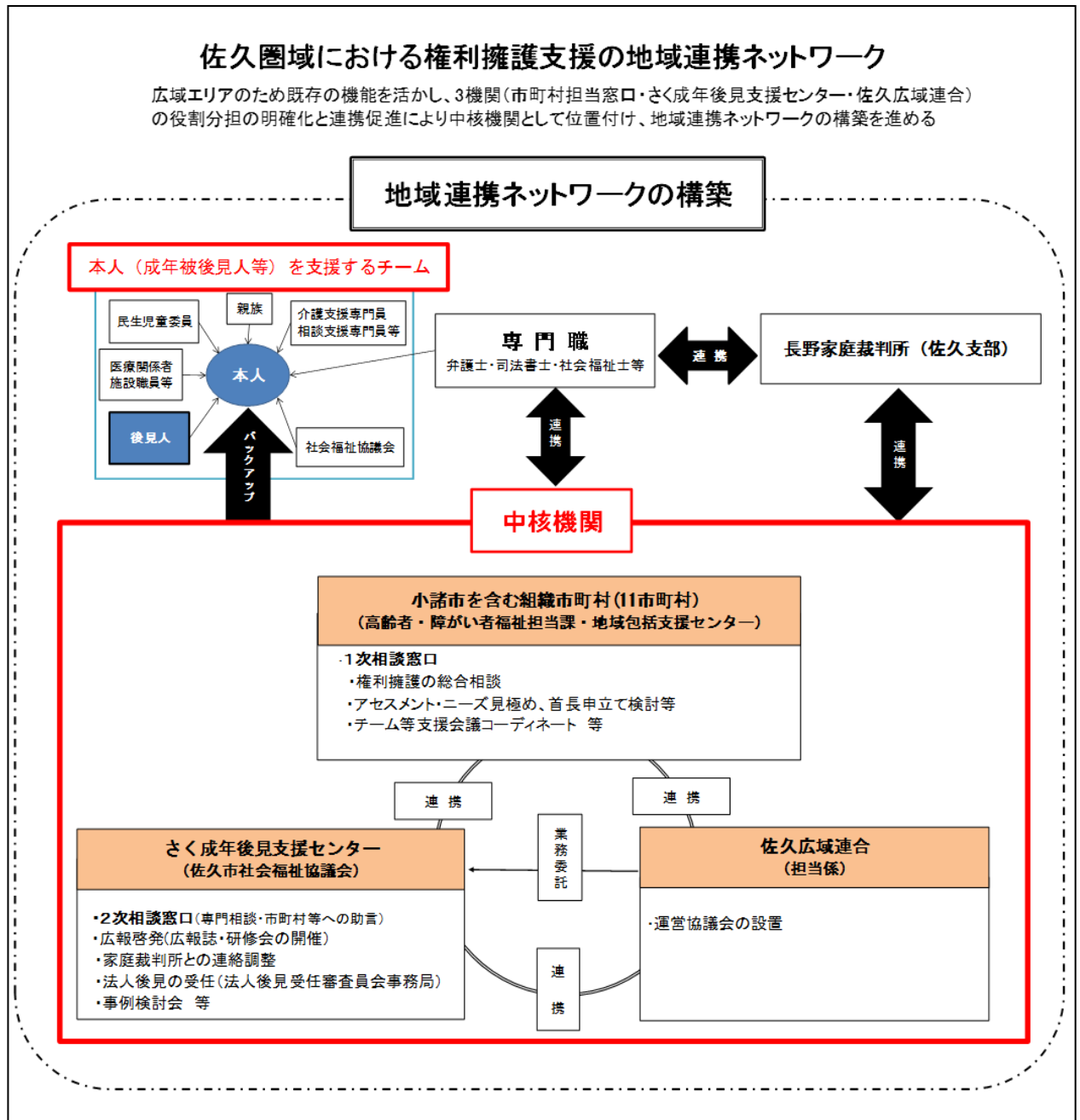
【意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築】

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

また、中核機関は、専門職による専門的な助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。本市では、中核機関の機能を、本市を含めた佐久圏域の既存の機能を活かして三機関（小諸市・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）が役割分担を行い、中核機関として位置付け、上記の地域連携ネットワークの構築を進めています。

併せて、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立て支援や助成等を実施し、利用支援を行います。

(図-1)



【佐久圏域における中核機関の役割分担】

中核機関の役割としては、これまでの3機関（市・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）が担ってきた機能を軸に役割を分担します。

なお、網掛け部分については、地域の実情に合わせて段階的に検討していくものとします。

中核機関に求められている機能・役割			新規機能	主に機能を担う中核機関
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、進捗管理・コーディネート等を行う。			中核機関の共通事項 (各機関が連携し体制整備を担う)
事務局機能	地域における「協議会」を運営する。			佐久広域連合(運営協議会) さく成年後見支援センター(事例検討会)
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。			
		広報・啓発相談窓口	1 研修・講演会等による周知・広報	さく成年後見支援センター
			2 明確な相談窓口	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター) 二次相談窓口(さく成年後見支援センター)
	①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター)
			4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター) ※「支援困難ケース」は二次相談窓口である、さく成年後見支援センターとケース会議等により情報共有し検討する
			5 日自支援事業等からの移行検討	さく成年後見支援センター
			6 任意後見監督人選任の助言	● (段階的に検討)
	②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	7 申立て(家族等)に係る相談・支援	さく成年後見支援センター
			8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討	● (段階的に検討) ※候補者となる団体と協議の場の設置
			9 市民後見人の育成・活動支援	● (段階的に検討)
	③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	10 チーム等支援会議コーディネート	一次相談窓口(小諸市、地域包括支援センター)
			11 親族後見人等への相談窓口	さく成年後見支援センター
			12 家庭裁判所との連絡調整	さく成年後見支援センター
13 報告書類等作成支援			● さく成年後見支援センター	

[取り組み紹介]

◆ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の類型があり、どの類型に当てはまるか家庭裁判所が決める「法定後見制度」と、将来に備えて判断能力があるうちに、後見人を決めておく「任意後見制度」があります。



◆ 小諸市障害者虐待防止センター関係機関連絡会 <福祉課>

小諸市障害者虐待防止センターは福祉課内に設置され、障害者虐待の通報受付や虐待防止に係る周知啓発などを行っています。併せて、センター連絡会を毎年開催し、民生・児童委員、医師会、警察、消防、病院、障害福祉サービス提供事業所等の地域の様々な機関が参加、障害者虐待防止法の内容や小諸市の障害者虐待の状況の共有、虐待防止に向けた取り組みの検討などを行っています。



【評価指標】

	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
市民意識調査	過去1年以内に差別や偏見等で人権を侵害されたことがある設問項目に対し、「そう思う」「ややそう思う」者の割合	9.1%	減少



目標２ 包括的な相談・支援体制の基盤づくり

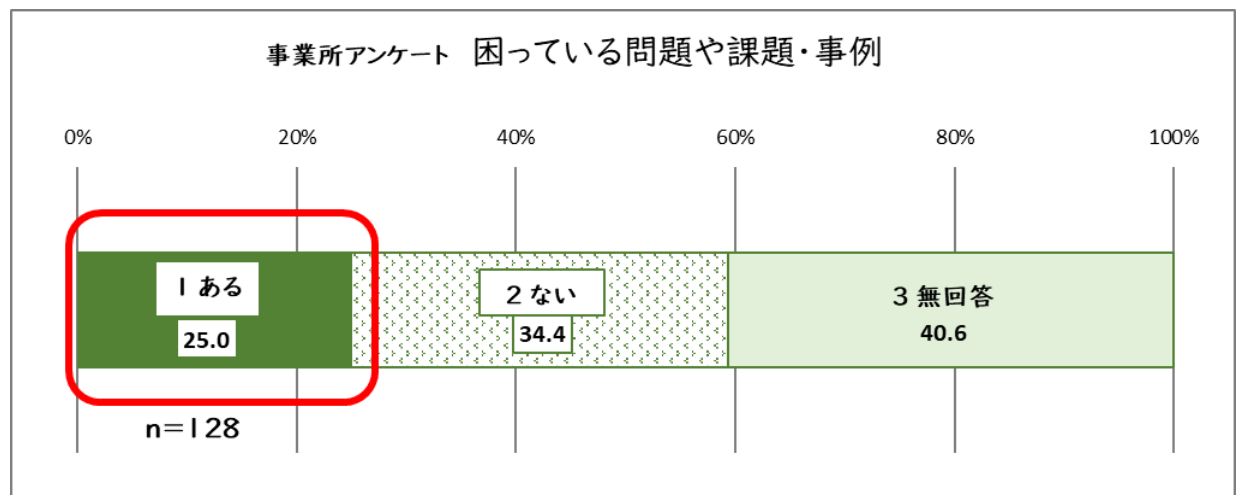
基本施策２-１ 重層的なセーフティネットの仕組みづくりの推進

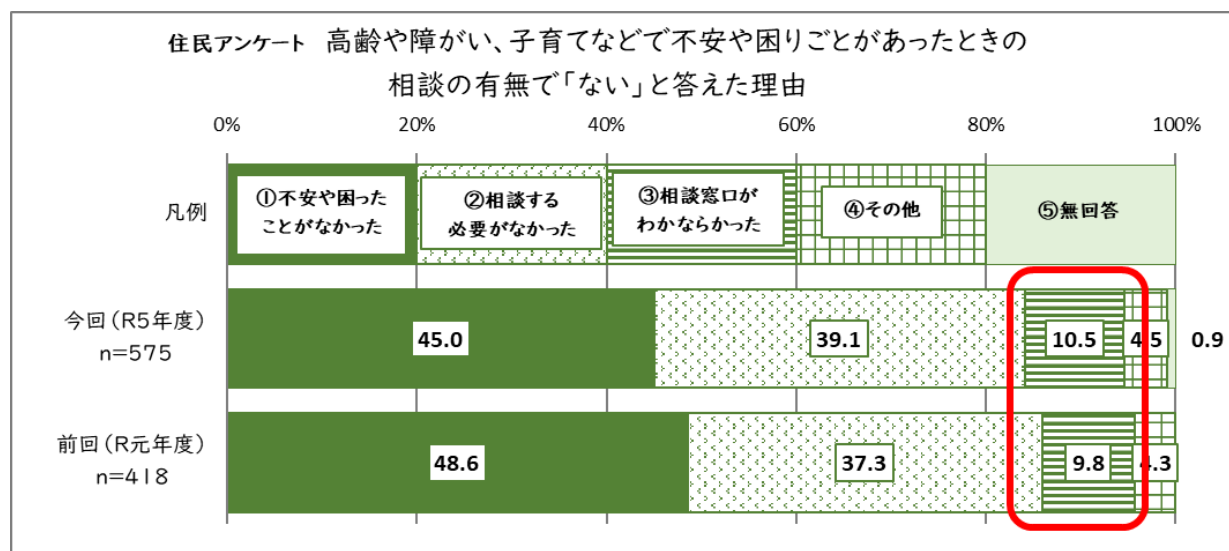
【目指す姿】 全ての人が福祉について自分事としてとらえ、地域の見守り・気づきから相談先や支援者につながることができる

【現状・課題と方向性】

複合的な課題を抱えている世帯や何かしらの生きづらさを抱えた方からの相談は増加傾向にあります。それに伴い、従来の福祉施策だけでなく、教育や保健医療、就労や住宅など暮らしに関連する施策との連携が増えています。事業所アンケートからは制度上では解決できず困っている事例があるとの回答が全体の 1/4 の事業所よりありました。このような複雑化した課題に対しては、関係部署や機関が連携しながら対応してきましたが、既存の支援体制での対応に限界を感じているケースも散見されています。住民アンケートからは、困ったときに相談窓口が分からなかったと答えた方が微増しています。

地域の見守り、気づける力から相談先や支援者につながり、どのような相談も断らず、受け止められる体制を整えていく必要があります。





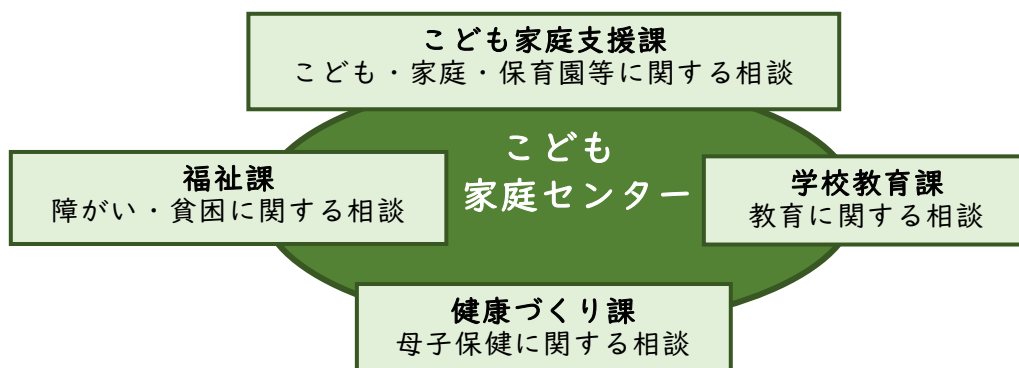
【住民・地域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	・ 様々な媒体を通して、多様な相談機関があることを知しましょう。 ・ どこに相談したらよいか迷う時でも、まずはどこかに、誰かに相談するようにしましょう。
関係機関	・ 様々な媒体や機会を活用して、相談機関の紹介に努めましょう。 ・ 市民に対する相談の場を提供し、適宜関係機関や専門相談につなげられるようにしましょう。 ・ 日頃から多機関連携を意識した活動や取り組みを続けましょう。
社 協	・ 市民にとって身近な相談窓口としての機能を強化します。 ・ 行政を含めた関係機関・団体との緊密な連携と協働体制の構築をより一層進めます。 ・ 福祉的な課題を我が事として、また地域の課題として捉えられるよう、福祉教育・学習の場を提供します。
市	・ 相談窓口について、わかりやすい情報発信を強化し、相談しやすい環境づくりに取り組みます。 ・ 既存の相談窓口について周知を強化します。 ・ 相談内容に沿った部門へ円滑につなげられるよう庁内連携を強化します。 ・ 悩みを持っている人に気づき、適切な対応を図る支援者の拡大のため各種講座を開催します。

【取り組み紹介】

◆ こども家庭センターの開設 ＜こども家庭支援課・健康づくり課＞

「母子健康包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」について両機能を一体的に運営するため、令和6年4月にこども家庭センターを設置しました。こども、妊産婦、子育て家庭、母子保健に関する相談をお受けします。必要な情報やサービスをワンストップで提供できる相談窓口となり、切れ目のない支援を実施します。



◆ 小諸市児童発達支援センター「小諸市ひまわり園」

＜委託 福祉課 / 受託 社会福祉法人 小諸学舎＞

障がい児の通園事業をはじめ、地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児を預かる施設の援助・助言を行うなど、地域の中核的な役割を担い、併せて発達を支援しています。

事業名	事業概要
児童発達支援	就学前の心身の発達がゆっくりなお子さんが、ご家族と一緒に通園し、生活や遊びを通し基本的な生活習慣を身につけたり、友達との関わりを広げながら、集団生活に適応する力を育てていきます。保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携しながらお子さんとご家族の支援を行います。 ・内容：グループ療育、個別療育 ・対象：支援の必要な未就学児
放課後等デイサービス	支援を必要とする就学時の放課後等を快適で安心して過ごせるよう、ご家族の方と一緒に、心身共に健やかな成長に向けた支援を行います。 ・対象：支援の必要な就学児
保育所等訪問支援	発達のゆっくりなお子さんが、保育所、学校、その他の集団生活を営む施設でその環境に応じて対応できるよう支援を行います。 ・対象：支援の必要な未就学児・就学児・保護者
児童発達支援センター	・お子さんの成長で気になることについて個別相談による支援 ・幼稚園、保育園、学校の先生方、福祉事業所の関係者の方々向けの研修

◆ SOS の出し方教育 <健康づくり課>

未成年者の自殺対策の強化として、一人で悩みを抱え込まずに SOS が発信でき、また友だちの SOS も受け止められるよう、市内中学校において保健師が授業を実施しています。併せて中学 1 年生には、相談先が掲載されたオリジナルクリアファイルを配布しています。



授業の様子

【評価指標】

	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
市民意識調査	日頃の困りごとについて安心して相談できる人がいる設問項目に対し、「そう思う」「ややそう思う」者の割合	51.7%	増加



基本施策2-2 包括的な支援体制の整備

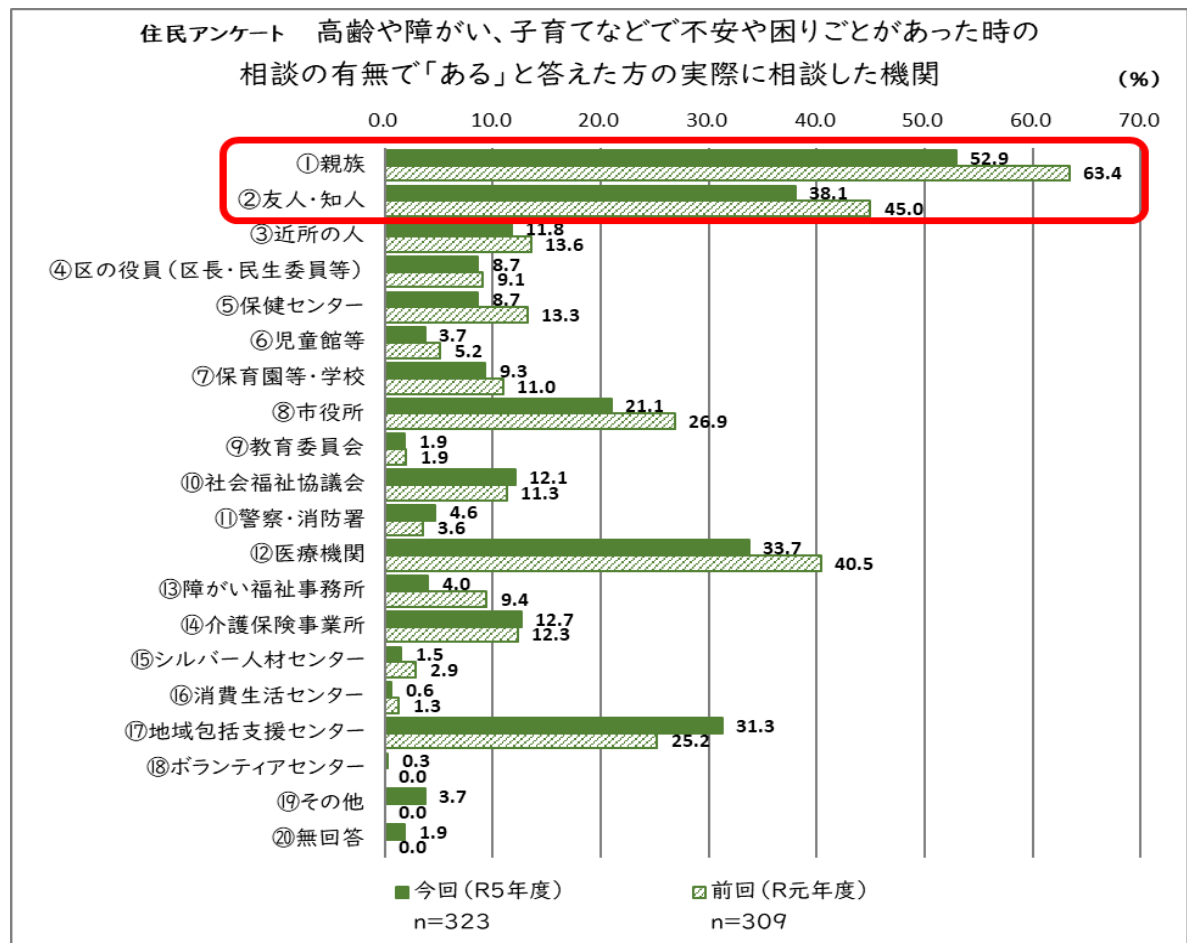
【目指す姿】 誰もが誰かとつながり続けていることを実感できる

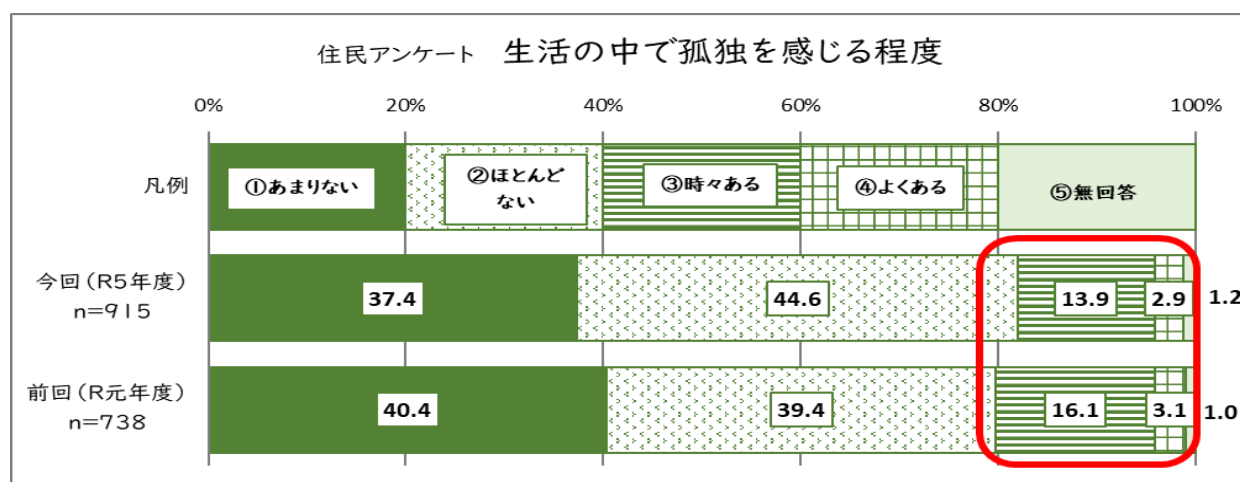
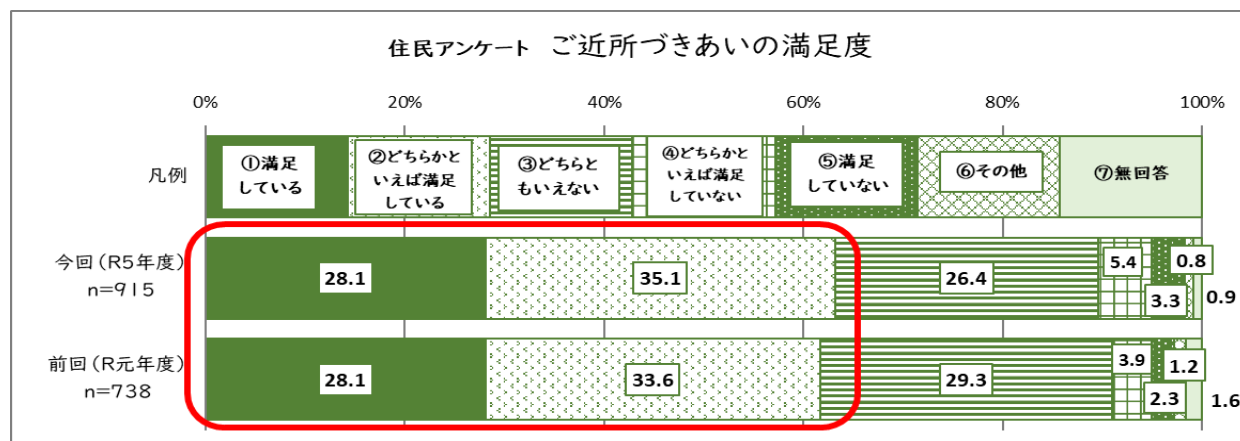
【現状・課題と方向性】

私たちの暮らしが多様化していく中、SNSなども含め、様々なつながり方があります。各分野において、つながりの維持、新たなつながり作りに向けて関係機関との情報共有や協議を進めてきました。

住民アンケートからは、困りごとを家族や親族、友人、知人など近しい方に相談している方が多い傾向にあります。またご近所と挨拶や立ち話をするなど、何かしらの交流をしている方が増加し、ご近所との付き合いの満足度も増加しています。生活の中で孤立を感じている方が減少していますが、生活の中で孤立を感じている方もいます。

社会的孤立に対応していくために、誰かとつながり続けられる環境が大切です。つながるための居場所や機会など社会的孤立を防ぐ受け皿を整備していく必要があります。





【住民域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	・ 困りごとを抱えて暮らす市民の生活に対し、無関心にならず、心を寄せるようにしましょう。 ・ 困りごとがある人に相談機関を紹介し、相談を後押ししましょう。
関係機関	・ 市民が気軽に相談できる体制を作りましょう。 ・ 複合的な課題を抱えた市民の暮らしを支えられるよう、関係機関同士の連携を図り、それぞれの専門性を活かした支援を展開しましょう。
社 協	・ 市民のためのワンストップ相談窓口を目指します。 ・ 複合的な困難を抱えた世帯を支えられるよう、行政を含めた関係機関との緊密な連携と役割分担を踏まえた包括的な相談支援体制を構築します。
市	・ 思いを受け止める相談支援体制の充実に努めます。 ・ 地域資源を活用し、支援の必要な人と地域のつながりの機会を提供します。 ・ 住民が孤立や孤独に陥らない支援体制をつくります。 ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割及び活動について周知の強化に取り組みます。 ・ 様々な機会や場所で相談窓口を周知し、相談しやすい体制を整えます。

【取り組み紹介】

◆ 終活支援事業 <高齢福祉課>

本市は、令和5年3月に、(株)鎌倉新書と「終活に係る業務の支援に関する協定」を締結しました。終活を「長くなった高齢期を最期まで自分らしく過ごすための活動」ととらえ、講演会や介護相談会などのセミナーを毎年開催しています。高齢者の皆さまが高齢期を前向きに、安心して過ごすことができるよう、今後も事業を進めていきます。



講演会



介護相談会

◆ 小諸市社会生活支援事業 <健康づくり課>

市内に住所があり、義務教育終了後ひきこもり状態にある65歳未満の方かつ障害者総合支援法の障害福祉サービスの給付対象にならない方を対象に、小諸市精神障害者多機能通所施設「ワークポート野岸の丘」と連携しながら、孤独の解消や自立の支援を推進しています。



支援の様子

◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築

<福祉課・健康づくり課>

にも包括とは、「精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育（普及・啓発）が包括的に確保される仕組み作りのこと」を指します。

本市では令和5年度より協議の場を定期的に設け、当事者・家族・保健・医療・福

社地域住民の皆さんで、事例検討、地域の資源や課題の確認等を行っています。



協議の場の様子

◆ まいさぼ小諸 <社協>

生活就労支援センター“まいさぼ”は、生活困窮者自立支援法に基づき、本市では社協が受託しています。さまざまな事情により生活が困難になっている人に対し、相談を受け止め、状況に応じた支援が行われるよう課題を一緒に整理しながら、一人ひとりに合わせた支援プランを作成し、相談支援員が相談者と共に他の支援機関と連携して解決に向け寄り添った支援を行っています。



【評価指標】

市民意識調査	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
	地域で支え合っていると感じる設問項目に対し、「そう思う」「ややそう思う」者の割合	46.7%	増加

目標3 包括的な地域の基盤づくり

基本施策3-1 まちづくりに広がる地域づくり

【目指す姿】 一人ひとりに適した居心地がよいと思える場所が身近にある

【現状・課題と方向性】

住民や区といった地縁組織に加えて、企業や団体等の社会貢献活動の一環として、地域の困りごと解決に取り組むための話し合いや実践に取り組んできました。その結果、生活環境整備支援や公民館までの移動支援の取り組みが広がりつつあります。また、まちタネ広場や図書館、公民館など多様なイベントを通して多世代、多層的な交流や学びの機会の支援に取り組んできました。

誰もが暮らしやすい小諸市にするためには、健康・福祉分野の取り組みと交通や産業、教育など様々な分野が連携することが必要です。

住民アンケートからは、住みやすい小諸市に必要なこととして、福祉分野以外との協働したまちづくりを求める声があります。

これまで培われてきた関係性を土台にしつつ、多様な機関や団体、住民への働きかけによる多様な居場所やつながりづくりの取り組みが必要となります。

【住民・地域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	・ 区の行事や地域活動、市内で開催される各種イベントに関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ・ まちづくりや多分野連携に関心を持ち、魅力あるまちづくりのためにどんなことができるかを考えてみましょう。
関係機関	・ 多様な世代が参加し、活動できる場を企画・開催しましょう。 ・ 地域住民が身近な場所で活動・参加できる場を企画しましょう。 ・ ボランティア活動や市民活動を積極的に受け入れ、活用しましょう。 ・ 多分野でつながり合い、お互いの魅力を活かすことを意識しましょう。
社 協	・ 支え合う地域づくりを推進するための取り組みを続けます。 ・ まちづくりや福祉、多分野連携等に関する学習会や研修会を企画し、地域づくりの基礎を固めます。 ・ 支援が網の目状に広がるまちづくり・地域づくりを意識します。
市	・ ボランティア活動や市民活動などの情報発信の強化に取り組めます。 ・ 子育てを地域で相互援助する活動を推進します。

	・ 区の活動等の地域活動とボランティア団体等の市民活動をつなげる取り組みを進めます。 ・ 市民活動やボランティア活動等の理解を深める取り組みを行います。 ・ 地域福祉に関する課題について、関係機関や地域住民全体で課題解決に向けた取り組みが進むよう支援します。
--	---

【取り組み紹介】

◆ 介護予防教室「ちょっくらく会」（通所型サービス B） ＜高齢福祉課＞

令和3年度より、地域住民が主体となり介護予防に関する活動を行い、住民同士が支える地域づくりと会員自らが介護予防に努めることも目的として開催しています。

開催日：毎月第2、第4水曜日

午前9時30分～11時00分

開 場：高齢者福祉センターこもれび



介護予防教室の様子



◆ 子どもの学習・生活支援事業

＜委託 福祉課 / 受託 社協＞

令和5年度より、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行っています。

支援対象：生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助（準要保護）世帯

◆ サマーキッズフェスタ ＜社協＞

世代や学区を越え、こども同士の交流や多世代との交流を楽しむことで孤立を防ぐと共に、仕事や地域を知る体験を通してワクワクドキドキすることで、新たな発見や将来の夢に役立てることができるよう開催しました。民生・児童委員、主任児童委員や市内企業など、多機関と協働しながら、夏休みのこどもの居場所と思い出作りを行いました。



◆ こもろ・まちたねプロジェクト

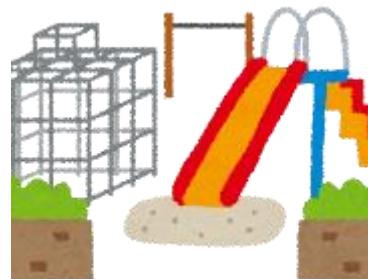
＜都市計画課、UR 都市機構、株式会社 UR リンケージ＞

本市では、「居心地のよい、ひらかれた」拠点整備に向けて、小諸駅周辺の身近な公共空間等において、市民団体や民間事業者など多様な主体が、自らイベントや事業活動などにより居心地のよくなるソーシャルグッド活動*を行うことができる仕組みづくりとして、「こもろ・まちたねプロジェクト」を実施しています。

*ソーシャルグッド活動とは、CSR（企業の社会的責任）事業とは違い、収益追求と社会貢献との両立を目指し、子育て・健康づくり・交流・市内産業の振興・生涯学習・コミュニティづくりなどを通じ、社会全体に良い影響を与える活動です。

【評価指標】

住 民 アンケート	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
	生活の中で孤立を感じる程度「よくある」者の割合	2.9%	減少



基本施策3-2 違いを認め合える地域づくり

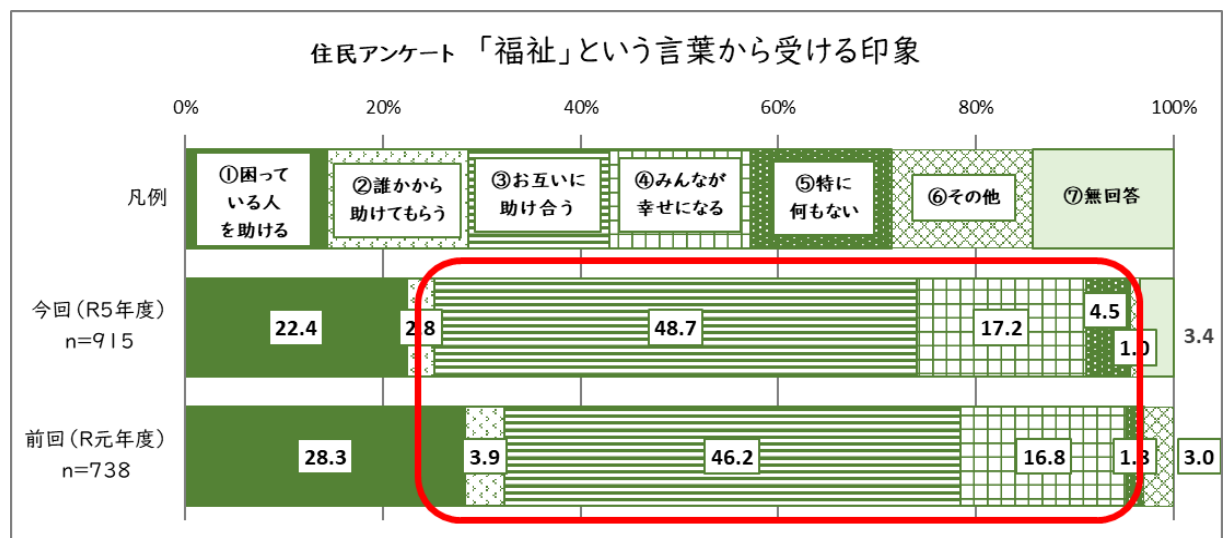
【目指す姿】 お互いに思いやりを持ち、誰もが幸せだと感じられる

【現状・課題と方向性】

わたしたちが暮らす小諸市には、障がいのある方、外国籍の方、認知症のある方、移住してこられた方などさまざまな方が暮らしています。イベントや研修を通して、一人の住民として理解する機会の提供を行ってきました。当事者と一緒に活動する機会の広がり課題があります。

住民アンケートからは、「福祉」という言葉から受ける印象が、「困っている人を助ける」から「支える側」「支えられる側」の垣根を越えて、「互いに助け合う」「みんなが幸せになる」という方が増加しています。

誰もが同じ社会で生きる「共生」の地域づくりに取り組むことが必要です。



【住民・地域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	- 多様性や他人の価値観を認め、お互いを理解できるようにしましょう。 - 自分自身の偏見や差別意識に気付き、解消できるようにしましょう。 - 自分や周りの人が尊厳を傷つけられることがあれば、身近な人や専門窓口に相談しましょう。
関係機関	- 人権意識の向上や多様性の理解等、各種啓発活動に積極的に協力しましょう。 - 人権意識を高めるための学習会等を企画・開催しましょう。

社 協	・ 福祉を考えるための学習会等を企画・開催します。 ・ 身近な相談窓口として、どのような相談にも応じられる体制を強化します。
市	・ 多様性の尊重に関する理解を促進します。 ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。 ・ 全世代の福祉意識の醸成、福祉教育の推進に取り組みます。

【取り組み紹介】

◆ 小諸市手話言語条例の制定（令和6年4月1日施行） <福祉課>

手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話の使いやすい環境整備について基本理念を定め、条例を制定しました。

今後は、聞こえないことへの理解と手話の普及を図るため、障がい当事者や支援者、関係者に広く意見を伺いながら施策を推進していきます。



◆ 福祉学習 <社協>

福祉に関わる方々との交流を通じて、中学生の皆さんに福祉を身近に感じてもらうた



めの「ふくしふれあい座談会」を企画しました。福祉に関わる仕事をしている方々を講師とし、「福祉の仕事」をテーマに講義しました。学校や地域を支える福祉関係の皆さんと協働し、新たなメニューを加えることができました。

◆ ささえ愛♡チャンネル 創設 <社協>

社協で行っている事業紹介や“ふくし”をより身近に感じてもらえるよう情報発信の一つとして、（株）コミュニティテレビこもろの協力を得て、毎日放映しています。放映翌月からは社協ホームページで閲覧できます。



【評価指標】

	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
住 民 アンケート	支援が必要な住民との関わりの程度「関わりがない」者の割合	高齢者 56.7% 障がい者 70.6% 子育て家庭 46.9%	減少



基本施策3-3 誰もが参加できる地域づくり

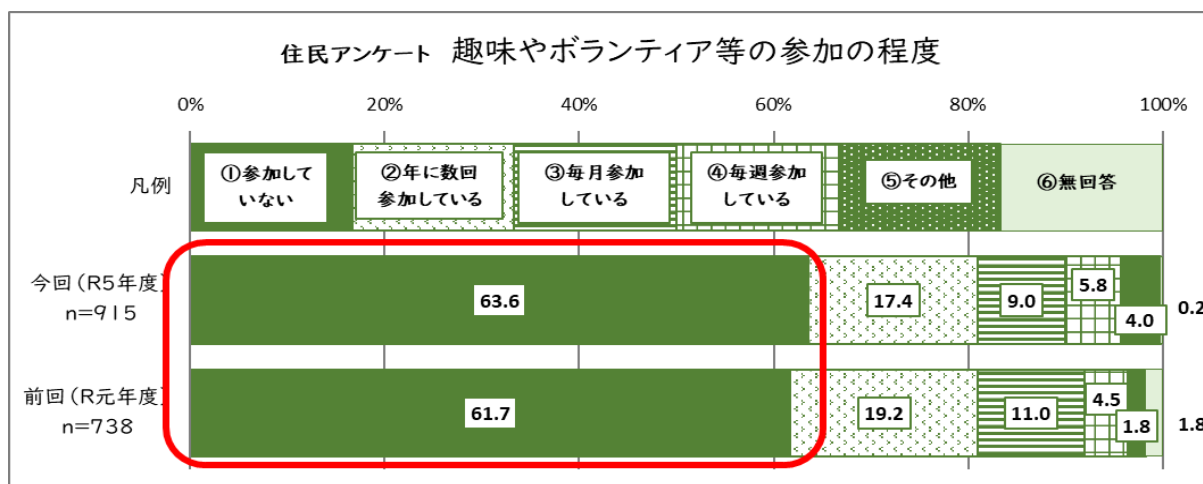
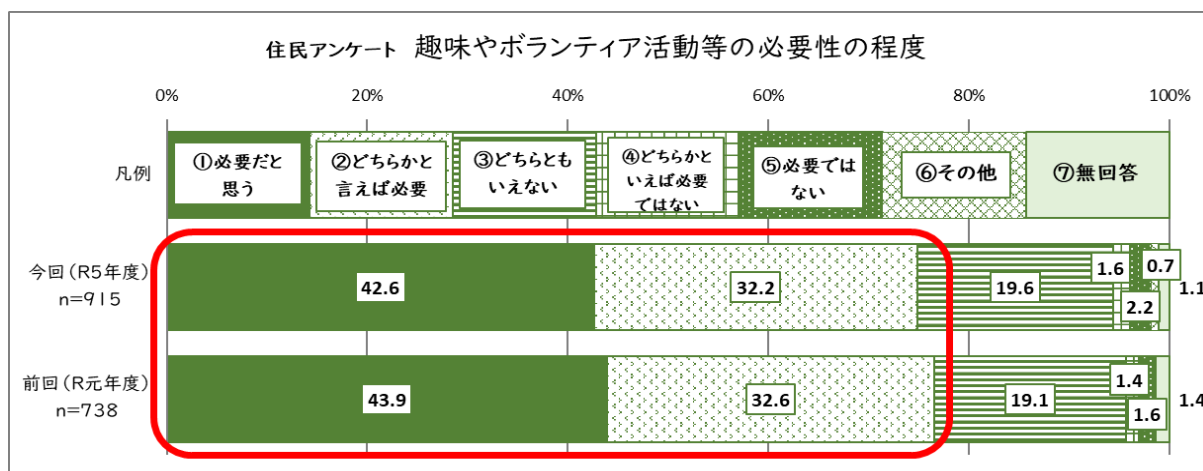
【目指す姿】 一人ひとりがお互いさまの気持ちを持って、自分ができることで地域に関わっている

【現状・課題と方向性】

こどもたちの登下校の見守りや通学路の点検など、これまでのネットワークを活用した地域住民による取り組みが続けられています。また、市民同士がつながる場の提供や市民や団体等によるイベントの創出が増加傾向にあります。

住民アンケートからは、ボランティア活動の必要性があると答えた方が減少し、活動に参加していない方の割合も増加傾向にあります。

わたしたちの地域をよりよくしていくために、一人ひとりのちょっとした行動を積み重ねていくことが大切です。わたしたちが地域づくりを担う一員としてできる範囲での活動を広げていく必要があります。



【住民・地域・事業者などに期待する役割】

実施主体	取 組
住 民	・ 住まい周辺から市全域まで、自分にとって身近な地域での活動を意識し、情報を収集するようにしましょう。 ・ 区の行事や地域活動には、自分に合った方法で積極的に参加しましょう。
関係機関	・ 幅広い市民の参加を促したり、働く場を広げたりするために、様々な媒体や手段等を活用しましょう。
社 協	・ 各種イベント等を通して、地域福祉やまちづくりに関する協働が進むよう取り組みを進めます。 ・ 様々な形での地域活動や社会参加の姿を示し、市民目線で地域活動の姿を考えられるまちづくりに努めます。
市	・ 参加の機会や働く場を広げ社会活動を促進します。 ・ 地域活動を支える担い手の数、幅広い世代の参加の増加に取り組みます。 ・ 誰もがができる社会参加の周知を図り、参加しやすい雰囲気づくりに努めます。

【取り組み紹介】

◆ ファミリーサポートセンター

＜委託 こども家庭支援課 ／ 受託 社協＞

地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を行うことにより、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指す活動を実施しています。



◆ 市民活動・ボランティアサポートセンター ＜委託 市民課 ／ 受託 社協＞



市民活動、ボランティア活動を応援し、様々な団体、地域組織、企業や市民をつなぎ、その活動の輪を広げるお手伝いをします。市民活動に関する情報提供や、活動における相談、助成金情報の紹介やボランティア保険の加入手続きなどを行っています。

【評価指標】

住 民 アンケート	指 標	基 準 (令和5年度)	目 標 (令和10年度)
	趣味活動やボランティア活動への参加の程度「していない」の割合	63.6%	減少



第5章

計画の推進体制

1 計画策定の体制

(1) 小諸市健康福祉審議会

計画の策定にあたっては、小諸市健康福祉審議会条例に基づき、小諸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、本計画の策定手法や具体的内容を審議しました。

また、地域福祉推進にあたり、本計画の進捗状況を分析・評価し、必要な対策や施策を行政へ提言します。

(2) 庁内・社協の計画策定体制

審議会に、福祉、健康づくり、こども家庭支援の庁内部局と社協で構成される事務局を組織し、横断的な計画となるよう連携・協働体制について協議しました。

審議会で審議した具体的内容について、小諸市は政策会議に、社協は理事会などに諮り関係部署との整合性を図りました。

本計画に盛り込んだ施策の実現のため、福祉、健康、教育、防災などさまざまな分野の関係部局と情報の共有と連携を図り、本計画の推進に取り組めます。

2 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市民、関係機関、関係団体や民間事業者など幅広い分野で一体となって取り組んでいく必要があります。それぞれの主体が、本計画の理念を理解、共有し地域福祉を推進していくため、さまざまな機会や媒体を利用し、計画内容の広報、啓発に努めます。

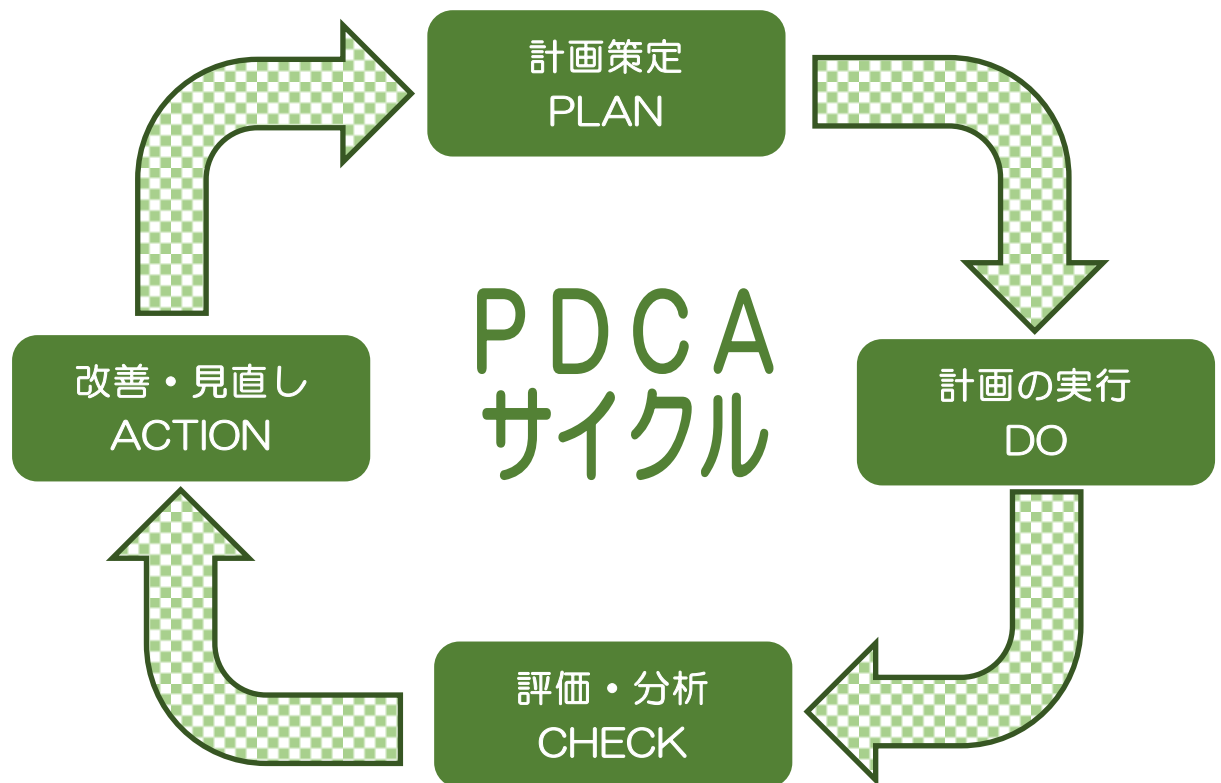
3 計画の進行管理

地域福祉推進のため、計画を作る（PLAN）、計画を実行する（DO）、評価する（CHECK）、計画の改善（ACTION）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理に努め、目標達成に向け着実な取り組みを行います。

本計画の進行管理は、審議会において行い、計画の進捗状況や具体的な取り組みの状況などを評価します。また、国の社会福祉制度改革の動向を踏まえながら、

必要に応じて随時見直しを行うなど適切な管理に努めます。

評価した内容については公表し、次期計画策定に向けて、市民の積極的な参画を促していきます。



4 小諸市健康福祉審議会委員名簿

会 長 中村 英三

副会長 加藤 岩男

(順不同・敬称略) 令和6年12月現在

条例区分	所属	役職	氏名
小諸市子ども・子育て会議条例に基づく委員	小諸市教育委員会	教育委員	田中 隆之
小諸市子ども・子育て会議条例に基づく委員	小諸市立東保育園	園 長	平川 宏恵
小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会設置条例に基づく委員	小諸市介護保険事業者等連絡会	会 長	村上 桂
	小諸市高齢者クラブ連合会	会 長	清水 清勝
小諸市障害者計画等審議会設置条例に基づく委員	社会福祉法人小諸青葉福祉会 やまびこ園	園 長	佐藤 正雄
	社会福祉法人小諸学舎	学舎長	小松 敏幸
小諸市健康づくり推進協議会条例に基づく委員	一般社団法人小諸北佐久医師会	小諸支部長	富岡 邦昭
	一般社団法人小諸北佐久薬剤師会	理 事	柴崎 晋輔
小諸市民生委員推薦会規則に基づく委員	北佐久地区保護司会 小諸分区	監 事	小出 幸男
市民	市民公募		富岡 郁
市長が必要と認める者	公立大学法人長野大学 大学院総合福祉学研究科	研究科長	中村 英三
	小諸市区長会	副会長	土屋 忠幸
	小諸市保健推進員会	会 長	加藤 岩男
	小諸市身体障害者福祉協会	理 事	依田 三男
	小諸市民生・児童委員協議会	理 事	中村 美枝子

5 関係法令

○社会福祉法（抜粋）（平成 29 年 6 月 2 日法律第 52 号 平成 30 年 4 月 1 日施行）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○小諸市健康福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画の策定及びその推進に関する事項を審議し、社会福祉をはじめとした健康福祉施策を総合的に推進するため、小諸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、小諸市地域福祉計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 小諸市子ども・子育て会議条例（平成26年小諸市条例第26号）に基づく委員
- (2) 小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会設置条例（平成26年小諸市条例第9号）に基づく委員
- (3) 小諸市障害者計画等審議会設置条例（平成26年小諸市条例第8号）に基づく委員
- (4) 小諸市健康づくり推進協議会条例（令和元年小諸市条例第11号）に基づく委員
- (5) 小諸市民生委員推薦会規則（平成4年小諸市規則第20号）に基づく委員
- (6) 市民
- (7) その他市長が必要と認める者

3 前項第6号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち、公募に応じたものとする。

(令元条例11・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門事項の調査審議)

第7条 会長は、次の各号に掲げる専門の事項について、当該各号に掲げる会議等（以下「会議等」という。）に調査審議を依頼することができる。

(1) 子ども・子育て支援に関する事項 小諸市子ども・子育て会議条例に基づく小諸市子ども・子育て会議

(2) 高齢者の保健福祉に関する事項 小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会設置条例に基づく小諸市高齢者福祉事業及び介護保険事業等運営協議会

(3) 障がい児（者）の保健福祉に関する事項 小諸市障害者計画等審議会設置条例に基づく小諸市障害者計画等審議会

(4) 健康づくりに関する事項 小諸市健康づくり推進協議会条例に基づく小諸市健康づくり推進協議会

2 審議会は、規則で定めるところにより、会議等の決定をもって、審議会の決定とすることができる。

(令元条例11・一部改正)

(専門委員会)

第8条 審議会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 会長は、必要に応じ、審議会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。

4 前項の場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

5 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部及び教育委員会において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第11号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

あ行	
アジェンダ	英語では「agenda」と書き、「議題」、「日程」を指すほか、会議の議題やスケジュールをまとめた進行計画を指す。政治の分野での「アジェンダ」は「取り組むべき政策課題」や「実行すべき政策」として使われる。
アセスメント	アセスメント (assessment) という単語には「評価」「査定」といった意味があり、仕事の場におけるアセスメントとは、「人や物事を客観的に評価・分析すること」を指す。
アプリ	アプリケーションソフトウェア (application software) の略称で、特定の用途や目的のために設計されたソフトウェアのこと。例えば、Excel(エクセル)は表計算アプリ、スマートフォンのアプリでは LINE(ライン)などが有名で、種類や呼び名がたくさんある。
NPO法人	Non-Profit Organization (ノンプロフィット・オーガニゼーション) の略。「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、文化などの公益活動を行う組織や団体。
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネットを利用して情報のやり取りを行うサービスのこと。SNSを介しての誹謗中傷や犯罪に巻き込まれるなど、危険性が社会問題となっている。
か行	
権利擁護	自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人達のために代わって権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明する活動のこと。
コーディネート	コーディネート (coordinate) という単語で、会議等においては「各部を調整し、全体をまとめること」を指す。
さ行	
災害時等住民支え合いマップ	災害時における、災害時要援護者、支援者の所在地、避難場所、避難方法を表記した地図。マップを作成することで、支援が必要な者が災害時に安全に避難できる体制を確立させるとともに、作成の過程を通して地域のつながりを形成し、平時の見守りにも活用できる。
サードプレイス	サードプレイス (Third place) とは、コミュニティにおいて、自宅や職場とは隔離された、心地のよい第3の居場所を指す。サードプレイスの例としては、カフェ、クラブ、公園などである。

市民意識調査	正式な調査名は「こもろ・まちづくり市民意識調査」。本市で取り組んでいる様々な課題やまちづくりの進め方について、市民の皆さんの意識や要望を把握するため、毎年調査を実施。16歳以上の市民2,000名に送付し、令和5年度の調査票回収数650部（回収率12.4%）
社会福祉協議会	社会福祉法第109条で定められた地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく、安心して暮らすことができる地域社会」を地域住民と協働して創ることを理念とし、住民や行政や団体などの関係機関と連携しながら、地域づくりに取り組んでいる。
社会的孤立	明確な定義はないが、家族や地域社会との関係が希薄で、他者との交流が著しく乏しい状態。
終活	終活(しゅうかつ)とは、人生の終わりについて考え、備える活動のこと。地域での福祉向上のための活動をボランティアで行う。残された家族の負担を軽減するための活動であるのと同時に、残りの人生を充実したものにするための前向きな活動でもある。
住民アンケート・事業所アンケート	正式なアンケート名は「小諸市地域福祉計画・活動計画策定のためのアンケート調査」。第1期小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間における事業効果の検証、暮らしの変化や市民の方の感じていることを把握するため令和5年度に実施。事業所アンケートは、他機関連携の現状や課題等を把握する目的で実施。住民アンケートは、16歳以上の市民2,000名へ送付し、回答数915件（回答率45.8%）。事業所アンケートは、市内に事業所及び支店等がある高齢者福祉事業所、児童福祉事業所、障がい福祉事業所の128事業所へ送付し、回答数128事業所（回答率100%）
主任児童委員	児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が委嘱した児童委員のうちから、厚生労働大臣が主任児童委員を指名する。関係機関と区域担当の児童委員とのつなぎ役として連絡調整を行うほか、区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力を行う。民生・児童委員と同じく、地域での福祉向上のための活動をボランティアで行う。
スキルアップ	スキルとは特定の能力や技術、知識のことを指し、技能や能力を向上させることを指す。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な者の権利を守るため、家庭裁判所が選任した代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理等を行う制度。
セーフティネット	あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしきみ。

た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
通所型サービス B	ボランティア主体（住民主体）で、通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行うサービス
D V	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人または、その関係にあった者から振るわれる暴力のこと。身体的だけでなく、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。
な行	
ニッポン一億活躍プラン	我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、一億総活躍社会を実現するための施策の方向性を議論するため、関係閣僚と有識者からなる「一億総活躍国民会議」（議長：安倍内閣総理大臣）が 2015 年 10 月に開催された。 2016 年 5 月 18 日の国民会議（第 8 回）では、「ニッポン一億総活躍プラン」が取りまとめられ、同年 6 月 2 日に閣議決定された。「ニッポン一億総活躍プラン」は、新たな三本の矢（「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」）の実現を目的とする一億総活躍社会に向けたものであり、「成長と分配の好循環」を創りながら、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会の実現を目指すこととしている。
ネットワーク	人と人をつなげるしくみ。
は行	
ビジョン	ビジョン（vision）とは、英語では「見る」「見通す」といった意味合いをもつが、日本語としては主に「将来の見通し」「未来像」「構想」といった意味で用いられる。
福祉推進委員会	区内のつながりの維持・孤立の防止を目的とした区内支え合いの組織。区役員や、区内の支え合いに関する活動を行う者で構成される。
フレイル	「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。
保健推進員	市長の依頼により、小諸市が行う健康づくり事業を円滑に推進すること及び地域住民の健康増進を図ることを目的としている。
ポータルサイト	インターネット上のさまざまなページの入り口となる巨大な Web サイトのこと。

ま行	
マッチング	企業・団体同士を引き合わせるサービス。
民生委員・児童委員 民生・児童委員	民生委員法、児童福祉法の規定により厚生労働大臣が委嘱し、地域での福祉向上のための活動をボランティアで行う。市民に一番近い相談支援者として、高齢者の家庭訪問や援助を必要とする住民の把握を行い、行政や社協等につなぐパイプ役を務める。
や行	
養護者	手助けの必要な人の身の世の世話や金銭の管理などを行う、手助けの必要な人の家族、親族、同居人等。また、同居していなくても、現に身の世の世話をしている親族・知人などが該当する場合がある。
わ行	
ワンストップ相談窓口	自治体での各種手続きにおける市民の窓口を１つに集約し、ワンストップで手続きを完結する取り組み。

第2期（令和7年度～11年度）小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画
（令和7年3月）

企画・編集・発行

小諸市 保健福祉部 福祉課

〒384-8501

小諸市相生町三丁目3番3号

電 話：0267-22-1700（代表）

F A X：0267-22-1966

E-mail：shakai@komoro.nagano.jp

U R L：https://www.city.komoro.lg.jp

社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会

〒384-0006

小諸市与良町六丁目5番1号

電 話：0267-25-7337

F A X：0267-25-5332

E-mail：k-shakyo@ctknet.ne.jp